



holdings group

# 第75回 定時株主総会招集ご通知

## 開催日時

2025年5月29日（木曜日）  
午前10時（開場午前9時）

## 開催場所

大崎ブライトコアホール  
東京都品川区北品川五丁目5番15号  
大崎ブライトコア3階

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分 の件  
第2号議案 定款一部変更 の件  
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）  
5名選任 の件  
第4号議案 監査等委員である取締役1名選任 の件  
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任  
の件  
第6号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応  
策（買収への対応方針）の継続 の件

目次	招集ご通知	1
	事業報告	5
	連結計算書類	27
	計算書類	29
	監査報告	31
	株主総会参考書類	36

- ◆議決権行使においては、インターネット、又は書面（郵送）をご活用ください。
- ◆本総会会場は完全バリアフリー対応となっております。ご来場にあたり、車椅子のサポート、座席やお手洗いへの誘導等のサポートが必要な場合には、受付スタッフへお気軽にお声掛けください。
- ◆今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、インターネット上の当社のウェブサイト（<https://yondoshi.co.jp/>）にてお知らせいたします。
- ◆当日ご出席の株主様へのお土産はご用意いたしておりません。何卒、株主の皆様にはご理解賜りますようお願い申し上げます。

株式会社4°Cホールディングス

証券コード：8008

証券コード 8008  
(発送日) 2025年5月13日  
(電子提供措置の開始日) 2025年5月7日

## 株 主 各 位

東京都品川区上大崎二丁目19番10号  
**株式会社 4℃ホールディングス**  
(登記上社名 株式会社ヨンドシーホールディングス)  
代表取締役社長 増 田 英 紀

### 第75回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第75回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本定時株主総会の株主総会参考書類等（議決権行使書用紙を除く）の内容である情報（電子提供措置事項）は、電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトへのアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

#### 【当社ウェブサイト】

<https://yondoshi.co.jp/ir/shareholders-meeting/>



(上記ウェブサイトへのアクセスのうえ、「第75回定時株主総会招集ご通知」をご選択ください。)

#### 【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/8008/teiji/>



#### 【東京証券取引所（東証）ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトへのアクセスのうえ、「銘柄名（会社名）」に「ヨンドシーホールディングス」または「コード」に証券コード「8008」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席願えない場合は、書面（郵送）またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年5月28日（水曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2025年5月29日（木曜日）午前10時（開場午前9時）  
2. 場 所 東京都品川区北品川五丁目5番15号 大崎ブライトコア3階  
大崎ブライトコアホール

### 3. 会議の目的事項

#### 報告事項

1. 第75期（2024年3月1日から2025年2月28日まで）事業報告及び連結計算書類並びに計算書類報告の件
2. 会計監査人及び監査等委員会の第75期連結計算書類監査結果報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件  
第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件  
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件  
第6号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収への対応方針）の継続の件


## ※

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁のインターネット上の各ウェブサイトにて修正した事項、修正した旨及び修正前の事項を掲載させていただきます。
- ◎その他、株主様へのご案内事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://yondoshi.co.jp/>）に掲載させていただきます。当社ウェブサイトより適宜最新情報をご確認くださいようお願い申し上げます。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は法令及び当社定款第16条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
- ①会社の新株予約権等に関する事項 ②連結株主資本等変動計算書  
③連結注記表 ④株主資本等変動計算書 ⑤個別注記表
- 従いまして、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
- ◎交付書面請求をされていない株主様には、本招集ご通知及び株主総会参考書類をお送りいたします。



# 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。




**株主総会にご出席される場合**

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

---

2025年5月29日(木曜日)  
午前10時(開場:午前9時)




**書面(郵送)で議決権を行使される場合**

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

---

2025年5月28日(水曜日)  
午後6時到着分まで



**インターネット等で議決権を行使される場合**

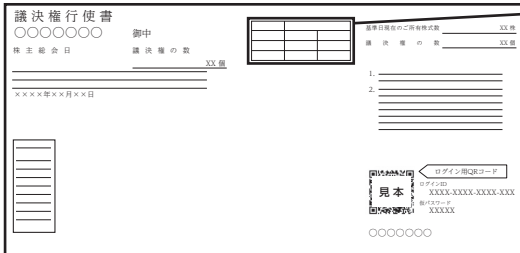
次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

---

2025年5月28日(水曜日)  
午後6時入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書  
〇〇〇〇〇〇 御中  
株主総会日 議決権の数 XX股  
XXXX年XX月XX日

投票日現在のご有効株式数 XX股  
議決権の数 XX股

1. \_\_\_\_\_  
2. \_\_\_\_\_

見本  
〇〇〇〇〇〇

※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

**第1、2、4、5、6号議案**

- ・賛成の場合 >>> **【賛】**の欄に○印
- ・反対する場合 >>> **【否】**の欄に○印

**第3号議案**

- ・全員賛成の場合 >>> **【賛】**の欄に○印
- ・全員反対する場合 >>> **【否】**の欄に○印
- ・一部の候補者に反対する場合 >>> **【賛】**の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

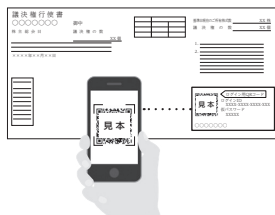
各議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。書面(郵送)及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

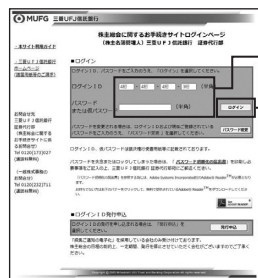


## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料／受付時間 9:00～21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

# 事業報告

(2024年3月1日から  
2025年2月28日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2024年3月1日～2025年2月28日）におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境が改善するなど、緩やかな回復基調となりましたが、原材料価格の高騰や円安の進行に伴う物価の上昇、地政学リスクの高まりなど、依然として先行き不透明な状況が続きました。

流通業界におきましては、引き続き高額品の消費が好調に推移し、インバウンド需要も増加する一方、物価高騰に賃金の上昇が追いつかず、実質賃金の改善に遅れがみられるなか、消費者の節約・低価格志向も続いており、消費の二極化が拡大いたしました。

このような状況のなか、当社グループは、第7次中期経営計画初年度となる2025年2月期におきまして、経営環境への対応を前提に、顧客提供価値を追求し、将来の飛躍に向けた成長基盤を構築すべく、各種施策を推進してまいりました。

そして、信頼性の高い企業グループの構築に向けサステナブル経営を実践し、内部統制機能の強化、株主への利益還元、利益成長に繋がる中長期的投資等を実行することによって企業価値の向上に取り組んでまいりました。

また、グループの事業領域の拡大による新たな価値の創出と、事業ポートフォリオの最適化、持続的な利益成長の実現を目的とした未来志向の成長投資として、2024年12月に高級ブランド時計のリユース販売を運営する(株)羅針を、株式取得により子会社化いたしました。なお、(株)羅針の業績は2025年2月期第4四半期より連結業績に反映しております。

その結果、当期の連結業績は、売上高459億2百万円（前期比16.3%増）、営業利益19億60百万円（前期比6.5%減）、経常利益23億51百万円（前期比6.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は13億77百万円（前期比5.9%増）となりました。なお、営業利益は「4℃」ジュエリーの苦戦等もあり減益となりました。

また、当社が重要な経営指標として定めている「のれん償却前営業利益」は26億45百万円（前期比2.0%増）と前期を上回りました。

### (2) 事業別営業の状況

#### 【ブランド事業】

売上高 216億76百万円 （前期比 27.5%増）

営業利益 15億9百万円 （前期比 5.8%増）

「4℃」ブランドを中心にジュエリーSPAを展開するエフ・ディ・シー・プロダクツグループは、女性客の支持拡大に向けた商品・販売促進戦略の見直しによる基盤づくりに取り組みました。既存顧客に対するアプローチ不足により男性客の売上高が落ち込みましたが、女性客の売上高は増加いたしました。なお、(株)羅針の業績は当第4四半期より反映しております。

その結果、売上高は前期を上回り、営業利益は3期連続の増益となりました。

## 【アパレル事業】

売上高	242億26百万円	(前期比	7.9%増)
営業利益	10億20百万円	(前期比	2.4%減)

アスティグループは、強みである海外生産基盤を背景に、主力取引先との取り組みが拡大し、売上高・利益ともに伸長いたしました。

デイリーファッション「パレット」を展開する㈱アージュは、既存店売上高が前期比101.3%と5期連続で伸長いたしました。また、関東5店舗、関西5店舗の計10店舗の新規出店を継続的に実行したことで、マーケットシェアを拡大いたしました。

その結果、売上高は8期連続の増収となりましたが、営業利益は前期を下回りました。

## (3) 設備投資の状況

当期中において実施しました設備投資の総額は、7億67百万円（長期前払費用を含む）であります。

その主なものは店舗の出店、改装等によるものであります。

## (4) 資金調達の状況

当連結会計年度における重要な資金調達は、㈱羅針の子会社化に伴い、2024年12月に金融機関より100億円の借入調達をしております。

## (5) 企業再編の状況

2024年12月2日付で、当社は㈱羅針の株式の97.2%を取得し、子会社としました。その後、2025年2月21日付で、㈱羅針の全株式を取得し、完全子会社としました。

## (6) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第72期 (2022年2月期)	第73期 (2023年2月期)	第74期 (2024年2月期)	第75期 当連結会計年度 (2025年2月期)
売上高(百万円)	38,123	39,508	39,457	45,902
経常利益(百万円)	2,293	2,342	2,515	2,351
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	1,490	1,149	1,300	1,377
1株当たり当期純利益(円)	69.56	53.61	60.65	64.18
純資産額(百万円)	42,917	38,214	38,596	38,935
総資産額(百万円)	56,884	50,211	50,643	66,494
1株当たり純資産額(円)	2,001.22	1,780.71	1,798.49	1,812.89

(注) 1. 第73期(2023年2月期)より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しております。

2. 第73期(2023年2月期)より不動産賃貸に係る損益の表示を変更しており、第72期連結会計年度については組替後の数値を記載しております。

## (7) 重要な親会社及び子会社の状況 (2025年2月28日現在)

### ① 親会社の状況

該当事項はございません。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
(株)エフ・ディ・シー・プロダクツ	千円 400,000	% 100.0	ジュエリーの企画・製造・販売
(株)アスティ	100,000	100.0	衣料品、服飾品の企画・製造・販売等
(株)アージュ	100,000	100.0	衣料品、生活雑貨等の販売
(株)羅針	8,000	100.0	高級ブランド時計のリユース品の買取・販売
(株)ハートフルアクア	9,000	100.0 (25.0)	物流・商品検品・ビジネスサポート等
(株)アロックス	35,750	(100.0)	物流業務の受託等
(株)アスコット	50,000	(100.0)	ベビー服等の企画・製造・販売
(株)エフ・ディ・シー・フレンズ	50,000	(100.0)	ジュエリーの販売

(注) 1. 「当社の議決権比率」欄の( )は子会社の議決権比率(内書)を表示しております。

2. (株)羅針は2025年5月に資本金を1億円へ増資する予定です。

### ③ 特定完全子会社に関する事項

特定完全子会社の名称	特定完全子会社の住所	当事業年度末日における特定完全子会社の帳簿価額
(株)エフ・ディ・シー・プロダクツ	東京都品川区上大崎二丁目19番10号	百万円 13,198
(株) 羅 針	東京都中央区銀座八丁目8番1号	10,836

(注) 当事業年度末日における当社の総資産額は48,248百万円であります。



## (8) 対処すべき課題

流通業界におきましては、賃金と物価の好循環による経済成長実現への期待や、インバウンド需要の伸長などにより、消費の拡大が続くことが期待されます。一方で、海外における地政学リスクの高まりや金利の動向、物価の上昇に伴う消費者マインドの冷え込みも懸念されます。

このような状況のもと、当社グループは、第7次中期経営計画2年目となる2026年2月期、「Challenge for Future 未来への挑戦」～2030年に向けて～をスローガンに、2030年に向け将来の飛躍的成長を支える基盤構築に引き続き取り組んでまいります。

当社グループの業績水準は、(株)羅針の連結子会社化により大幅に上昇する見通しです。また、新たに参入したりユース業界は環境問題に対する関心の高まりなど、サステナブルな社会の実現に向けた消費者の価値観の変化により今後も持続的な成長が見込まれます。成長する市場に対し、当社グループの持つ盤石な財務基盤とブランド運営力により(株)羅針の強みを最大限引き出すことで、持続的な成長を実現してまいります。

既存事業においても、それぞれ本質的課題の解決に向けた投資を積極的に実行することで更なる活性化を図り、それぞれの事業領域において持続的な成長を可能とする強い体質を構築してまいります。

ブランド事業では、認知度の高いブランドを複数運営することで、マーケット創造を推進してまいります。

「4℃」ジュエリーを展開するエフ・ディ・シー・プロダクツグループでは、引き続きマーケティングカレンダーに基づく「4℃」MD改革の推進に取り組んでまいります。さらに、デジタルマーケティング部門を新設し、OMO戦略を推進することで、お客様の体験価値を一層向上させていきます。また、(株)羅針では、当社グループの盤石な財務基盤を活かし品揃えを拡充することで、売上高のさらなる拡大を図ります。確かな鑑定力による高い信頼性と豊富なラインナップにより、高級ブランド時計を専門としたリユース販売店としての魅力を高め、お客様からの支持を獲得してまいります。

アパレル事業では、引き続きマーケットの更なる拡大に取り組めます。アパレルメーカーを展開するアスティグループでは、コスト優位性の高い素材や機能性素材、サステナブル素材など、特色のある素材を開発し、テキスタイル展を通じて提案することで、取引先からの更なる支持の拡大を図ります。デイリーファッション「パレット」を展開する(株)アーजूでは、第7次中期経営計画の3ヶ年は、既存店の伸長と、每期10店舗の出店を継続することで、売上高の拡大を図ります。

また、信頼性の高い企業グループの構築に向け、サステナブル経営を実践し、内部統制機能の強化、株主への利益還元、利益成長に繋がる中長期的投資等を実行することにより、企業価値の更なる向上に取り組んでまいります。

以上により、次期（2026年2月期）の連結業績見通しにつきましては、売上高660億円（前期比43.8%増）、営業利益28億円（前期比42.8%増）、経常利益31億50百万円（前期比33.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益16億円（前期

比16.2%増)と大幅な増収増益を見込んでおります。また、重要な経営指標として定めている「のれん償却前営業利益」は40億49百万円(前期比53.1%増)を見込んでおります。

中長期の計画では、当初2028年2月期以降にて計画していた未来志向の成長投資を、2025年2月期の(株)羅針のM&Aにより前倒しで実行したことから、第7次中期経営計画および2030ビジョンの数値計画を次のようにローリングいたしました。

**【第7次中期経営計画及び2030ビジョン 数値計画】**

	第7次中期経営計画 第77期 (2027年2月期)	2030ビジョン 第81期 (2031年2月期)
売上高	700億円	800億円
営業利益	35億円	55億円
のれん償却前ROE	8%以上	10%以上

(株)羅針の子会社化により連結業績の水準を大きく引き上げたことで、事業・人材に対し、これまで以上に積極的な投資が可能となりました。盤石な財務体質と、収益性の高いビジネスにより創出される利益を活用し、4つの事業領域で更なる価値創造を進めてまいります。そして、グループ各社の着実な成長に加え、強固な事業ポートフォリオの構築を進めることで、持続的かつ飛躍的な利益拡大を図ってまいります。

このように、当社は独自性を持った強い企業グループを実現してまいり所存でございます。

株主の皆様には、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

**(9) 主要な事業内容 (2025年2月28日現在)**

セグメント区分	事業区分	主な事業概要
ブランド事業	ジュエリーSPA	「4℃」(ヨンドシー)ブランドを中心としたジュエリーの企画・製造・販売
	高級ブランド時計リユース	高級ブランド時計を専門としたリユース品の買取・販売
アパレル事業	アパレルメーカー	商品企画力と海外生産基盤を強みとしたOEM、ODM
	デイリーファッション	「パレット」にて衣料品、生活雑貨等を販売

(10) 主要な事業所 (2025年2月28日現在)

① 当社

本社 (東京都品川区)

② 子会社

(株)エフ・ディ・シー・プロダクツ (東京都品川区)

(株)アスティ (広島市)

(株)アージュ (広島市)

(株)羅針 (東京都中央区)

(株)ハートフルアクア (東京都品川区)

(株)アロックス (広島市)

(株)アスコット (東京都品川区)

(株)エフ・ディ・シー・フレンズ (東京都品川区)

(11) 従業員の状況 (2025年2月28日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメント区分	従業員数	前期末比増減
ブランド事業	870名	64名増
アパレル事業	192名	8名増
全社 (共通)	14名	1名増
合計	1,076名	73名増

(注) 「全社 (共通)」として記載している従業員数は、特定の事業に区分できない部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
11名	1名増

(12) 主要な借入先の状況 (2025年2月28日現在)

借入先	借入金残高
株式会社 広島銀行	百万円 7,100
株式会社 伊予銀行	4,700
株式会社 もみじ銀行	1,500
株式会社 愛媛銀行	1,100

## 2. 会社の株式に関する事項（2025年2月28日現在）

### (1) 株式の状況

- ① 発行可能株式総数 120,000,000株
- ② 発行済株式の総数 21,616,828株（自己株式2,714,528株を除く）
- ③ 株主数 30,564名
- ④ 1単元の株式数 100株
- ⑤ 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,975 千株	9.1 %
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	1,078	5.0
株 式 会 社 広 島 銀 行	1,069	4.9
4℃ホールディングスグループ共栄会	828	3.8
株 式 会 社 伊 予 銀 行	739	3.4
大 田 敏 子	634	2.9
尾 山 嗣 雄	400	1.9
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行（三井住友信託銀行再信託分・株式会社もみじ銀行退職給付信託口）	352	1.6
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	350	1.6
住 川 志 満 子	340	1.6

- (注) 1. 当社は、自己株式2,714,528株を保有しておりますが、大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、2025年2月28日現在の発行済株式の総数である24,331,356株から自己株式株を除いた21,616,828株を基準に計算しております。

### ⑥ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者
取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役除く)	5,531株	2名
社外取締役 (監査等委員である取締役を除く)	1,264株	1名

- (注) 1. 上記は株式報酬制度によって実際に交付した株式数を記載しております。
2. 上記には退任した会社役員に対して交付された株式のほか、子会社の取締役退任時に交付した株式も含めて記載しております。

### ⑦ その他株式に関する重要な事項

該当事項はございません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の状況（2025年2月28日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	増 田 英 紀	(株)アージュ代表取締役会長
代表取締役専務	岡 藤 一 朗	(株)エフ・ディ・シー・プロダクツ代表取締役社長
常 務 取 締 役	西 村 政 彦	常務執行役員業務担当 (株)羅針常務取締役常務執行役員業務担当
取 締 役	新 井 宏	執行役員アスティ担当 (株)アスティ代表取締役社長
取 締 役	児 玉 直 樹	M&S コンサルティング代表
取 締 役 (常勤監査等委員)	嵩 下 昌 宏	(株)エフ・ディ・シー・プロダクツ監査役 (株)羅針監査役
取 締 役 (監査等委員)	北 川 展 子 (現姓：永房)	(株)高知銀行社外取締役 島田みらい法律事務所弁護士
取 締 役 (監査等委員)	河 添 博	河添博税理士事務所税理士 (株)かんき出版監査役

- (注) 1. 取締役児玉直樹氏、取締役（監査等委員）北川展子及び河添博の両氏は社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）河添博氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社は、取締役児玉直樹氏、取締役（監査等委員）北川展子及び河添博の両氏を、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員に指定しております。
4. 当社は、執行役員等へのヒアリングや内部監査部門等からの報告受領、子会社の監査等による情報の把握及び各種会議への出席を継続的・実効的に行うため、常勤の監査等委員を置いております。
5. 2024年5月30日をもって、取締役木村祭氏、佐藤充孝の両氏及び取締役（監査等委員）秋山豊正及び児玉直樹の両氏は任期満了により退任いたしました。なお、児玉直樹氏は、2024年5月30日開催の第74回定時株主総会において、新たに取締役に選任され就任しております。
6. 取締役（監査等委員）北川展子氏は、婚姻により、永房姓となりましたが、旧姓の北川で弁護士業務を行っております。

## (2) 取締役の報酬等

### ①役員報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、2023年2月22日開催の当社取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について決議しております。同決定方針の内容は以下のとおりであります。

(a) 個人別報酬の次の事項の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

(ア) 業績連動報酬に係る業績指数の内容及び算定方法

i. 賞与

株主総会で決定された報酬限度額の範囲内において、毎期の連結営業利益目標の達成度合いに応じて標準額を決定し、取締役各人の業績達成度、会社貢献度等について代表取締役が評価し、具体的金額を決定いたします。支給の時期は5月といたします。

(イ) 非金銭報酬の内容及び数

i. 税制適格ストック・オプション

業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブとして採用いたしました。

株主総会で決定された報酬限度額及び付与総数の範囲内において、発行決議の取締役会にて、都度、各取締役の役位に応じて、付与する新株予約権の個数を決定いたします。2事業年度に1度、適格要件を満たしたものを割り当てます。

ii. 信託型株式報酬制度

株価変動による利益・リスクを株主と共有することにより、中長期的な業績向上や企業価値増大に貢献する意識を高めるためのインセンティブとして採用いたしました。

株主総会で決定された報酬限度額の範囲内にて、『役員向け株式給付信託株式給付規程』において、役職、担当、在任期間等に応じて定められたポイント数を付与し、保有しているポイント数に応じて普通株式を給付いたします。対象財産の給付は退任時を基本とし、当規程に定める対象財産給付事由が生じた場合に行われます。

(ウ) 確定額報酬の額または算定方法

i. 基本報酬（固定報酬）

株主総会で決定された報酬限度額の範囲内において、取締役各人の役位、職責、在籍年数に応じて、当社の業績、従業員給与の水準等も考慮しながら総合的に勘案し、内容に応じた具体的金額を決定いたします。月例の固定報酬として支給されます。

(エ) 報酬等の種類別の割合の決定に関する方針

取締役の報酬構成割合については、連結営業利益目標100%達成時においての基本報酬、業績連動報酬及び非金銭報酬の割合の目安を定め、業績、役位、個人の貢献度等を考慮し決定いたします。

(b) 個人別報酬の内容の決定方法

(ア) 基本報酬（固定報酬）及び賞与（業績連動報酬）

指名等諮問委員会にて決定方針に係る答申を経ることとし、取締役会の決議により代表取締役社長増田英紀、代表取締役専務岡藤一朗の両氏に対して、各取締役の基本報酬及び賞与の具体的金額、支払い時期の決定を一任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の業績達成度、会社貢献度等について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名等諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(イ) 税制適格ストック・オプション

指名等諮問委員会にて決定方針に係る答申を経たうえで、取締役会の決議により決定いたします。

(ウ) 信託型株式報酬制度

『役員向け株式給付信託株式給付規程』にて定められた付与ポイントに準じて決定いたします。

②役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック・ オプション	賞与	株式給付 信託	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	64 (6)	50 (6)	1 (0)	－ (－)	12 (0)	7 (2)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	16 (8)	14 (7)	－ (－)	1 (0)	1 (－)	5 (4)
合計 (うち社外役員)	80 (14)	64 (13)	1 (0)	1 (0)	13 (0)	12 (6)

(注) 1. 上表には、2024年5月30日開催の第74回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）1名、社外取締役（監査等委員を除く）1名及び社外取締役（監査等委員）2名を含んでおります。

2. 社外取締役である児玉直樹氏は2024年5月30日開催の第74回定時株主総会終結の時をもって取締役（監査等委員）を退任した後、取締役（監査等委員を除く）に就任したため、支給額と員数につきましては、取締役（監査等委員を除く）在任期間は取締役（監査等委員を除く）に、取締役（監査等委員）在任期間は取締役（監査等委員）に含めて記載しております。
3. 取締役（監査等委員を除く）の業績連動報酬に係る業績指標は連結営業利益であり、当事業年度における実績は、1,960百万円です。年度業績に対する短期インセンティブとしての観点から当該指標を選択しております。当社の業績連動報酬は、役位別の基準額に対して指標の達成実績に応じて一定の係数を乗じて算定しております。
4. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は2015年5月21日開催の第65回定時株主総会において、年額216百万円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は、8名であります。また、別枠で2016年5月19日開催の第66回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として、年額60百万円以内または年間50,000株以内と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は、6名であります。
5. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は2015年5月21日開催の第65回定時株主総会において、年額24百万円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、4名（うち社外取締役3名）であります。
6. 当社は、2018年5月17日開催の第68回定時株主総会決議に基づき、2018年11月28日より、当社の取締役（監査等委員を除く）、取締役（監査等委員、社外取締役を除く）、当社主要グループ子会社の取締役、監査役（社外監査役を除く）を対象者（以下、「取締役等」という）とする株式報酬制度（以下、「本制度」という）を導入し、2021年5月27日開催の第71回定時株主総会にてその内容の一部を改定しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は、5名（うち社外取締役1名）であり、取締役（監査等委員）の員数は、4名（うち社外取締役3名）であります。本制度は、当社が設定した信託（以下、「本信託」という）に対して金銭を拠出し、本信託が当該金銭を原資として当社株式を取得し、本信託を通じて対象会社が定める役員報酬に係る役員向け株式給付規程に従って、当社株式を給付する株式報酬制度であります。また、取締役等が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。
7. 取締役（監査等委員を除く）の信託型株式報酬制度における報酬限度額は2021年5月27日開催の第71回定時株主総会において、1期（2事業年度）140百万円以内及び1事業年度あたり100,800ポイント以内と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は、5名であります。
8. 社外取締役を除く取締役（監査等委員）の信託型株式報酬制度における報酬限度額は2021年5月27日開催の第71回定時株主総会において、1期（2事業年度）10百万円以内及び1事業年度あたり7,200ポイント以内と決議されております。当該株主総会終結時点の社外取締役を除く取締役（監査等委員）の員数は、1名であります。



### (3) 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（監査等委員を除く）児玉直樹氏、取締役（監査等委員）嵩下昌宏、北川展子及び河添博の各氏と同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

### (4) 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社の役員であり、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等、一定の免責事由がございます。なお、当該保険契約は1年毎に契約更新しております。

### (5) 社外役員に関する事項

#### ① 他の法人等の重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	兼 職 先	兼職の内容	当社との関係
取締役	児玉直樹	M&Sコンサルティング	代 表	なし
取締役 (監査等委員)	北川展子	(株)高知銀行	社外取締役	なし
		島田みらい法律事務所	弁 護 士	なし
取締役 (監査等委員)	河添博	河添博税理士事務所	税 理 士	なし
		(株)かんき出版	監 査 役	なし

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	主な活動内容及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
児玉直樹	<p>当事業年度（2024年3月1日～2025年2月28日）において、2024年5月30日に監査等委員である取締役を退任するまでに開催された取締役会3回の全て、監査等委員会4回の全てに出席しております。また、2024年5月30日に取締役役に就任以降、当事業年度に開催された取締役会11回の全てに出席しております。</p> <p>主に企業経営の実務経験や知見から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。</p> <p>また、同氏は指名等諮問委員会の委員を務めており、役員の選任及び報酬の妥当性判断及び決定プロセスの透明性判断に際し、期待される役割について、その責務を十分に発揮しております。</p>
北川展子	<p>当事業年度（2024年3月1日～2025年2月28日）に開催された取締役会全14回の全てに出席し、また、監査等委員会全15回のうち14回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。</p> <p>また、同氏は指名等諮問委員会の委員を務めており、役員の選任及び報酬の妥当性判断及び決定プロセスの透明性判断に際し、期待される役割について、その責務を十分に発揮しております。</p>
河添博	<p>当事業年度（2024年3月1日～2025年2月28日）において、2024年5月30日就任以降に開催された取締役会11回の全てに出席し、また、監査等委員会11回の全てに出席し、主に税理士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、同氏は指名等諮問委員会の委員を務めており、役員の選任及び報酬の妥当性判断及び決定プロセスの透明性判断に際し、期待される役割について、その責務を十分に発揮しております。</p>

#### 4. 会計監査人の状況

##### (1) 会計監査人の名称

かなで監査法人

##### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- |                                  |       |
|----------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 46百万円 |
| ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 | 46百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 当該金額について、当社監査等委員会は、会計監査人から監査計画（監査方針、監査項目、監査予定時間等）の説明を受けた後、その内容及び報酬見積の額について、前期の実績評価を踏まえ、前期の計画と実績・報酬総額・時間当たり報酬単価等との比較検討及び経理部門等の情報・見解の確認等を行い検討した結果、報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

##### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

#### ① コンプライアンス体制

当社およびグループ各社における取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- i. 取締役会は、当社およびグループ各社の業務執行がグループ全体として適正かつ健全に行われるために、取締役の職務執行状況を適切に監督する。  
また、取締役会は、グループ全体のガバナンスの強化のため、実効性のある内部統制システムの構築に努める。内部統制システムの基本方針に基づく運用状況や課題について、年1回、定期的に確認する。
- ii. 監査等委員会は、内部統制システムの機能と有効性を監査するとともに、取締役の職務執行に関する監査機能の実効性向上に努める。
- iii. 社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」のもと、グループ全体のコンプライアンス経営の徹底と強化を図る。コンプライアンス委員会事務局は、関連各部門、グループ各社と連携し、教育・研修などを通じコンプライアンスの周知徹底を図る。
- iv. 「内部通報制度運用規程」に基づき通報窓口を設置し、不正行為等の通報を受け付ける体制を運営する。グループの全従業員に対し周知を行い、制度の実効性を高める。
- v. 内部監査部門として監査室を設置する。監査室およびグループ各社の内部監査部門は、定期的に内部監査を実施し、その結果をフィードバックするとともに、社長および取締役会ならびに監査等委員会・監査役に監査報告を行う。
- vi. 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関係法令に従い、財務報告に係る内部統制の整備および運用を行う。

#### ② 情報保存・管理体制

当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- i. 取締役会議事録、稟議書など取締役の職務執行に係る情報は、法令および社内規程に従い、適切に保存し、管理する。
- ii. 「指名等諮問委員会」に係る役員の人事・報酬に関する情報は、指名等諮問委員会議事録とともに適切に保存し、管理する。
- iii. 財務部は、グループ連結経営の観点から、当社およびグループ各社の月次決算報告書、財務諸表、計画と実績との対比表、およびこれらの分析資料等の文書を、当社の取締役が常時閲覧可能な状態で適切に保存し、管理する。

### ③ リスクマネジメント体制

当社およびグループ各社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- i. 社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」および「サステナビリティ委員会」は、当社グループの横断的なリスク管理体制の構築に努める。  
グループ各社の事業運営上発生するリスクの特定と評価・分析を行い、優先的に対応すべきリスクを選定し、リスクの発生を未然に防止する。  
また、関連各部門、グループ各社と連携し、教育・訓練などを通じリスクに対するリテラシー向上を図る。
- ii. 重大な事故（リスク）が発生した場合には、「危機管理マニュアル」に基づき「緊急対策本部」を設置し、速やかに対応方針を決定し、損失を及ぼす影響の最小化と再発防止に努める。また、重大な事故（リスク）の発生に備え、リスクの類型に応じた対応訓練を定期的を実施する。
- iii. 当社およびグループ各社は、反社会的勢力との関係を遮断し、不当な要求などを一切拒絶し、その被害を防止する。

### ④ 適正かつ効率的な職務執行体制

当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- i. 取締役は、「取締役会規則」、「組織規程」、「業務分掌表」、「職務権限規程」、「職務権限基準表」等の社内規則に基づく職務権限・意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務執行を行う。  
これらの規則は、法令の改廃、経営および業務執行監督の適正性確保、職務執行の一層の効率化などに照らし適宜見直しを図る。
- ii. 定例取締役会を原則として毎月1回開催し、必要ある場合には臨時取締役会を開催し、重要な意思決定を行う。
- iii. 当社グループの中期経営計画、年度計画を策定し、数値計画の進捗と、重点課題および対策の進捗状況を定期的に確認する。

### ⑤ グループ会社管理体制

グループ各社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制およびグループ各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- i. 当社のグループ各社に対する管理を明確にし、グループ各社の指導および育成を促進してグループ全体としての経営効率の向上に資することを目的に「関係会社管理規程」を定める。  
取締役会は、「関係会社管理規程」に基づきグループ各社の重要な業務執行について承認する。
- ii. 「関係会社社長会議」を年2回、「執行役員会」を毎月定期的で開催し、グループ経営方針の徹底を図るとともに、グループ各社における中期経営計画、年度計画の数値計画の進捗と、重点課題および対策の進捗状況を確認する。

- iii. 「グループ連携ミーティング」を毎週定期的に開催し、グループ各社の速やかな現状把握と情報共有を促進する。
- iv. 「グループ業務会議」、「グループIT会議」を定期的に開催し、当社およびグループ各社の業務部門の情報共有と連携強化を図る。
- v. 財務部は、「関係会社管理規程」に基づくグループ各社からの業況に関する報告に検討結果を添え、グループ連結の状況と併せ、定期的に取り締役に報告する。

#### ⑥ 監査等委員会補助体制

当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、および当該使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項、および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- i. 監査等委員会の職務を補助するため、監査室の構成員を監査等委員会の職務を補助すべき使用人（以下、「監査等委員会スタッフ」という。）とする。  
監査等委員会は監査等委員会スタッフに対し監査業務に必要な事項を指示することができる。
- ii. 監査等委員会スタッフは、監査等委員会が求める事項の報告を行い、その報告のために必要な情報収集の権限を有する。
- iii. 監査等委員会スタッフの人事異動、評価、懲戒等その処遇については監査等委員会の同意を必要とする。

#### ⑦ 監査等委員会への報告体制

当社およびグループ各社の取締役等が当社監査等委員会に報告するための体制

- i. 当社およびグループ各社における取締役および使用人は、業務執行に関して重大な法令・定款違反若しくは不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、直ちに監査等委員に報告する。
- ii. 監査等委員は、必要に応じて随時、取締役および使用人から報告、又は情報の提供を受け、会議の資料や記録の閲覧等を行うことができるものとし、当社およびグループ各社の取締役および使用人は、これに迅速・的確に対応する。
- iii. 内部通報制度で報告された不祥事や違法行為等に関する問題について監査等委員に報告する。
- iv. 監査等委員に報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨をグループ各社に対しても徹底する。

#### ⑧ 監査等委員会監査の実効性確保の体制

当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項並びにその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- i. 監査等委員が取締役の執行の監査その他の役割・責務を果たすに当たり、能動的・積極的に権限を行使し、取締役会においてあるいは経営陣に対し適切に意見を述べるため、その体制を整備する。
- ii. 代表取締役は、監査等委員と定期的な会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見交換を行うなど、意思の疎通を図る。
- iii. 監査等委員は、取締役会のほか、「常務会」、「執行役員会」、「コンプライアンス委員会」、「サステナビリティ委員会」等の重要な職務執行を審議する会議に出席することができる。
- iv. 監査等委員は、グループ各社の監査役等と定期的に「合同監査会議」を開催し、情報の共有化と業務執行の適正化に努める。またグループ全体の監査の実効性を高めるため、会計監査人および内部監査部門等との緊密な連携を図る。
- v. 監査等委員は、適正な監査の実施のために必要とされる、弁護士、公認会計士、その他の社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の業務を委託するなどの費用を請求するとき、当社に負担を求めることができる。

## (2) 内部統制システムの運用状況の概要

当社は、監査等委員会設置会社として、取締役会の議決権を有する監査等委員が監査を行うことによる監査・監督の実効性の向上、並びに内部監査部門を活用した監査の実施による内部統制の実効性の向上を図りました。

当連結会計年度において、内部統制基本方針に基づき、内部統制システムを次のとおり運用しております。

① 当社グループにおける業務の有効性と効率性の向上、財務報告の信頼性向上及び関連法規の遵守を達成するための仕組みとして「コンプライアンス委員会」を設置しており、当連結会計年度は2回開催いたしました。

② 当連結会計年度において、当社グループ137店舗の実地監査を実施し、業務が法令・社内規程に則り、適正かつ適切に運用されていることを確認いたしました。

## 6. 株式会社の支配に関する基本方針

### (1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社株主の在り方に関し、当社株主は市場における自由な取引を通じて決定されるべきものと考えております。従って、株式会社の支配権の移転を伴うような買付けの提案に応じるか否かの判断も、最終的には当社株主の皆様のご意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、当社株式の大規模買付行為の中には、①買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、企業価値または当社株主の皆様共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、②当社株主の皆様には株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、③当社に、当該大規模買付行為に対する代替案を提示するために合理的に必要となる期間を与えることなく行われるもの、④当社株主の皆様に対して、買付内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供することなく行われるもの、⑤買付の条件等（対価の価額・種類、買付の時期、買付の方法の適法性、買付の実行の実現可能性等）が当社の本源的価値に鑑み不足または不適当なもの、⑥当社の持続的な企業価値増大のために必要不可欠な従業員、顧客を含む取引先、工場・生産設備が所在する地域社会等の利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値または当社株主の皆様共同の利益に反する重大な影響を及ぼすものも想定されます。当社といたしましては、当社の企業価値及び当社株主の皆様共同の利益を最大化すべきとの観点に照らし、このような大規模買付行為を行う者は、例外的に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えております。

そこで、当社の総議決権の20%以上の議決権を有する株式（以下、「支配株式」という）の取得を目指す者及びそのグループ（以下、「買収者等」という）による支配株式の取得により、このような当社の企業価値または当社株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、係る買収者等は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、法令及び当社定款によって許容される限度において、当社の企業価値及び当社株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることをその基本方針といたします。

### (2) 基本方針の実現のための具体的な取り組みの概要

当社並びに当社の子会社及び関連会社(以下、「当社グループ」といいます)は、1950年創業以来脈々と受け継がれている「人間尊重」と「社会貢献」の基本理念のもと、変革をおそれず、挑戦し続ける企業文化を大切にしています。

そして、下記の経営理念及びコーポレートメッセージに基づく企業活動の実践により、ジュエリーや時計、アパレルを中心としたファッションビジネスを通じてお客様の生活文化の向上に貢献することで、持続的な成長及び長期的な企業価値の向上を実現しております。当社及び当社グループの経営理念は、以下の4点をその基軸としております。

①私達は、お客様に信頼される企業を目指します。



- ②私達は、社員に夢を与える企業を目指します。
- ③私達は、社会に貢献できる企業を目指します。
- ④私達は、株主に期待される企業を目指します。

また、当社及び当社グループは、コーポレートメッセージとして、「当グループは、4℃ブランドを中心としたグローバルファッション創造企業として、お客様の一步先のニーズに応える、お客様の生活文化を向上させる企業であり続けます。」との理念を掲げています。

上記の基本理念のもと、当社及び当社グループは、安定した事業基盤、健全な財務体質、そして高い管理能力を誇っています。

事業面においては、ブランド事業にて展開している「4℃」ジュエリーの高いブランド力が強みです。また、生産から店頭小売までの機能を有するSPA事業は、顧客満足を実現できる優れた事業モデルとなっております。その他にも高級ブランド時計専門のリユース事業、アパレルOEM、小売等の複数の事業モデルが存在し、幅広い市場に対応することができます。さらに、持株会社という組織形態は、経営資源の「選択と集中」の進展に有効に機能しています。

主力事業であるジュエリービジネスでは、取扱商品群はもとよりデザイン、品質、接客力、店舗空間、広告宣伝等、ブランドを構成する全ての要素の統一感を保つことによって、ブランドの世界観を創造し、ブランド価値向上を図っております。お客様の信頼に応える真摯な経営と、取引先との厚い信頼関係を企業価値の源泉の中核としております。また、高級ブランド時計専門のリユース販売では、専門的な知識や経験に基づいた買取と、その後の高いメンテナンス力により商品のコンディションを高い状態に仕上げている。販売においても、高級感ある空間づくりにより、お客様が一生ものの時計を選ぶのにふさわしい店舗を展開しております。

アパレル小売事業では、ストアブランドの確立を目指し、マーケットの動向を把握しながら精度の高いマーチャンダイジング能力、バイイング能力、店舗開発及び店舗運営能力を向上させております。加えて、アパレルメーカー機能においても、海外生産基盤を背景に品質・コスト競争力を伴った企画提案力を特徴に、幅広いお取引先様のニーズに応え続けています。

また、財務面においては、高い収益性を誇るブランド事業を中心に安定的な利益成長を実現しております。加えて、ROEを重要な経営指標の一つと捉え、資本効率の改善に取り組んでおります。自己資本比率につきましても、高い水準で維持しており、財務の健全性を保っております。

さらに、組織面においては、当社は、内部統制機能の強化を重要な課題と捉え、真摯に取り組んでおります。当社は経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を明確にするため、執行役員制度を導入し、取締役会が意思決定・監督機能を、執行役員が業務執行機能を担っております。これらに加えて、監査等委員会設置会社制度を採用し、自ら業務執行をしない社外取締役の機能を活用することで、内部統制を強化しつつ、中長期的な企業価値向上を図っております。

さらには、持株会社である(株)ヨンドシーホールディングスの取締役または執行

役員が、基本的に、各事業子会社の責任者を務めることにより、広い視点での意思決定を可能とし、かつ、経営者間のコミュニケーション密度を高め、グループ全体で、情報や課題を共有することで、グループ経営マネジメント力の強さと安定感を堅持しています。

もっとも、これらの当社及び当社グループの企業価値の源泉は、短期に完成できるものではなく、創業以来長年にわたり培ってきた有形無形の財産と、お取引先様及びお客様との強い信頼関係や絆がビジネスを支え、また、信頼されるコーポレートブランドの確立への布石であることは論を俟ちません。

このように、当社及び当社グループは、その企業価値の源泉を維持し、経営をさらに進化させ、企業価値をより一層高めることによって、全てのステークホルダーから信頼される特色ある企業グループを目指してまいります。

### **(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み**

当社は、基本方針に照らして不適切な者（具体的には、当社取締役会が所定の手続きに従って定める一定の大規模買付者並びにその共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等をいい、以下、「例外事由該当者」と総称する）によって経営方針の決定が支配されることに対し相当な措置を講じるため、2022年5月26日開催の当社第72回定時株主総会の承認に基づき、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（以下、「現行プラン」という）について、現行プランを継続導入することの承認を得ております。

現行プランでは、大規模買付行為（当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券保有割合が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得等がこれに該当する）を行おうとし、または現に行っている者（以下、「大規模買付者」という）に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及びこれに対する評価・検討のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が、独立委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見または当該大規模買付者が提示する買取提案や事業計画等に代替する事業計画等を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって例外事由該当者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの一つとしております。また、現行プランにおいては、独立委員会による勧告を経たうえで、例外事由該当者に対する対抗措置として新株予約権の無償割当て等を行うことがあることが定められております。

なお、当社は現行プラン導入後の買収への対応方針に関する議論の動向を踏まえ、2025年4月11日開催の当社取締役会において、現行プランを2025年5月29日開催の当社第75回定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として買

収への対応方針（以下、「本プラン」という）を継続することを決定しております。

本プランの詳細につきましては、招集ご通知に添付の株主総会参考書類第6号議案「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収への対応方針）の継続の件」をご参照ください。

#### **(4) 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由**

現行プランは、株主総会において株主の皆様のご承認を得たうえで導入されたものであること、その内容として合理的な客観的発動要件が設定されていること、独立性の高い者のみから構成される独立委員会が設置されており、現行プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができるとされていること、有効期間が3年と定められたうえ、取締役会によりいつでも廃止できるとされていること等により、その公正性・客観性が担保されており、高度の合理性を有し、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の役員の地位の維持を目的とするものではありません。

---

※

(注) 本事業報告中の記載数値は、金額及び数量につきましては、表示単位未満を切捨て、比率その他につきましては四捨五入しております。

## 連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年2月28日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>19,939</b>	<b>流動負債</b>	<b>12,305</b>
現金及び預金	1,708	支払手形及び買掛金	1,957
受取手形及び売掛金	2,926	電子記録債務	340
商品及び製品	14,127	短期借入金	4,900
仕掛品	110	1年内返済予定の長期借入金	2,000
原材料及び貯蔵品	336	リース債務	6
前渡金	2	未払法人税等	748
未収入金	466	賞与引当金	226
その他	268	役員賞与引当金	11
貸倒引当金	△7	ポイント引当金	50
		資産除去債務	93
		その他	1,969
<b>固定資産</b>	<b>46,555</b>	<b>固定負債</b>	<b>15,253</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>10,267</b>	長期借入金	8,000
建物及び構築物	4,045	リース債務	9
土地	5,839	長期預り保証金	482
リース資産	14	繰延税金負債	4,779
その他	368	退職給付に係る負債	437
<b>無形固定資産</b>	<b>10,567</b>	役員株式給付引当金	282
のれん	8,553	資産除去債務	913
商標権	0	その他	348
顧客関連資産	1,107	<b>負債合計</b>	<b>27,559</b>
技術関連資産	439	<b>純資産の部</b>	
その他	466	<b>株主資本</b>	<b>33,706</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>25,719</b>	資本金	2,486
投資有価証券	21,475	資本剰余金	7,170
長期貸付金	1	利益剰余金	30,153
繰延税金資産	1,438	自己株式	△6,104
退職給付に係る資産	449	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>5,208</b>
差入保証金	344	その他有価証券評価差額金	5,601
敷金	1,611	繰延ヘッジ損益	△20
破産更生債権等	20	土地再評価差額金	△233
その他	424	退職給付に係る調整累計額	△138
貸倒引当金	△47	<b>新株予約権</b>	<b>20</b>
<b>資産合計</b>	<b>66,494</b>	<b>純資産合計</b>	<b>38,935</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>66,494</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2024年3月1日から2025年2月28日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		45,902
売上原価		25,960
売上総利益		19,942
販売費及び一般管理費		17,982
営業利益		1,960
営業外収益		
受取利息	145	
受取配当金	249	
為替差益	12	
その他	28	436
営業外費用		
支払利息	33	
その他	11	45
経常利益		2,351
特別利益		
投資有価証券売却益	595	595
特別損失		
減損損失	317	
店舗閉鎖損失	33	
建物解体費用	177	529
税金等調整前当期純利益		2,418
法人税、住民税及び事業税	921	
法人税等調整額	118	1,040
当期純利益		1,377
親会社株主に帰属する当期純利益		1,377

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

## 計算書類

貸借対照表 (2025年2月28日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>15,580</b>	<b>流動負債</b>	<b>15,836</b>
現金及び預金	668	短期借入金	4,900
関係会社短期貸付金	14,847	関係会社短期借入金	8,815
その他	64	1年内返済予定の長期借入金	2,000
<b>固定資産</b>	<b>32,668</b>	未払金	22
<b>有形固定資産</b>	<b>6</b>	未払費用	25
建物	0	未払法人税等	63
工具、器具及び備品	6	賞与引当金	5
<b>無形固定資産</b>	<b>11</b>	役員賞与引当金	1
ソフトウェア	11	その他	2
<b>投資その他の資産</b>	<b>32,649</b>	<b>固定負債</b>	<b>8,112</b>
投資有価証券	7,896	長期借入金	8,000
関係会社株式	24,626	退職給付引当金	3
繰延税金資産	79	役員株式給付引当金	55
その他	46	その他	53
<b>資産合計</b>	<b>48,248</b>	<b>負債合計</b>	<b>23,949</b>
		<b>純資産の部</b>	
		<b>株主資本</b>	<b>24,370</b>
		資本金	2,486
		資本剰余金	4,028
		資本準備金	238
		その他資本剰余金	3,789
		利益剰余金	23,959
		利益準備金	417
		その他利益剰余金	23,542
		別途積立金	6,794
		繰越利益剰余金	16,747
		自己株式	△6,104
		評価・換算差額等	△90
		その他有価証券評価差額金	△90
		新株予約権	20
		<b>純資産合計</b>	<b>24,299</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>48,248</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書 (2024年3月1日から2025年2月28日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
営業収益		603
営業総利益		603
販売費及び一般管理費		449
営業利益		154
営業外収益		
受取利息	179	
その他	4	183
営業外費用		
支払利息	61	
その他	8	69
経常利益		268
税引前当期純利益		268
法人税、住民税及び事業税	68	
法人税等調整額	△4	63
当期純利益		204

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年4月16日

株式会社ヨンドシーホールディングス  
取締役会 御中

かなで監査法人

東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 松浦 竜人  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 猪股 嶺  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヨンドシーホールディングスの2024年3月1日から2025年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヨンドシーホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。



連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにあり、

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年4月16日

株式会社ヨンドシーホールディングス  
取締役会 御 中

かなで監査法人

東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 松浦 竜人  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 猪股 嶺  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヨンドシーホールディングスの2024年3月1日から2025年2月28日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年3月1日から2025年2月28日までの第75期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員らの地位の維持を目的とするものではないと認めます。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

- ① 会計監査人かなで監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

- ① 会計監査人かなで監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年4月17日

株式会社ヨンドシーホールディングス 監査等委員会

常勤監査等委員 嵩 下 昌 宏 ㊞

監査等委員 北 川 展 子 ㊞

監査等委員 河 添 博 ㊞

(注) 監査等委員 北川展子及び河添博の両氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つとして認識し、長期的な経営基盤の強化に努め、安定的・継続的な利益配当を行うことを基本方針としております。

この配当方針に基づき、第75期の期末配当につきまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類  
金銭といたしたいと存じます。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき普通配当41円50銭といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は897,098,362円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日  
2025年5月30日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

状況に応じて、監査等委員会における監査体制を機動的に構築することができるように、現行定款第28条（常勤の監査等委員）を常勤の監査等委員を選定できる旨の規定に変更するものであります

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
（常勤の監査等委員） 第28条 監査等委員会は、その決議によって 常勤の監査等委員を選定する。	（常勤の監査等委員） 第28条 監査等委員会は、その決議によって 常勤の監査等委員を選定する <u>ことが</u> <u>できる</u> 。

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

本總會終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、取締役候補者については、指名等諮問委員会の答申を経て、取締役会にて決定しております。また、監査等委員会から全ての取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。

本議案及び第4号議案が承認可決されますと、取締役は監査等委員である取締役を含め8名、うち3名が社外取締役となります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当
1	増 田 英 紀 <input type="checkbox"/> 再任	代表取締役社長
2	おが 岡 藤 一 朗 <input type="checkbox"/> 再任	代表取締役専務
3	にし 西 村 政 彦 <input type="checkbox"/> 再任	常務取締役 常務執行役員財務担当
4	あら 新 井 宏 <input type="checkbox"/> 再任	取締役執行役員 アスティ担当
5	こ 児 玉 直 樹 <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立役員	社外取締役

(注) 上記に記載した当社における地位及び担当は、本議案が原案どおり可決された場合の内容を記載しております。

候補者番号

1

ます だ ひで とし  
増 田 英 紀 (1963年9月27日生)所有する当社の株式数  
20,100株

再任

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2003年 5月	株式会社アージュ入社 常務取締役	2021年 5月	株式会社エフ・ディ・シー・フレンズ 代表取締役会長
2015年 3月	同社取締役常務執行役員		
2017年 3月	当社執行役員アージュ担当	2022年 3月	当社代表取締役社長(現)
2017年 3月	株式会社アージュ代表取締役社長	2022年 3月	株式会社エフ・ディ・シー・プロダクツ 代表取締役会長
2021年 3月	当社常務執行役員社長室長		
2021年 3月	株式会社アージュ代表取締役会長(現)	<b>(重要な兼職の状況)</b>	
2021年 5月	当社代表取締役社長・COO	株式会社アージュ代表取締役会長	

## 取締役候補者とした理由

同氏は、グループ内のリテール事業を運営する会社の社長をはじめ2021年に当社代表取締役社長・COOに就任するなど、重要な役職を歴任しており、経営者として豊富な経験と充分な実績を有しております。経営管理全般における豊富な経験・知見にもとづき、高いレベルでの経営管理とリーダーシップを発揮し、企業価値の創造に取り組んでおり、当社グループの企業価値向上に貢献できる人材として適任であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

2

おか ふじ いち ろう  
岡 藤 一 朗 (1964年9月12日生)所有する当社の株式数  
24,100株

再任

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年 4月	当社入社	2020年 3月	当社取締役常務執行役員業務担当
2008年 3月	株式会社吉武 (現 株式会社アスコット) 代表取締役社長	2022年 3月	当社代表取締役専務専務執行役員 業務担当
2011年 5月	株式会社三鈴代表取締役社長	2022年 3月	株式会社エフ・ディ・シー・プロダクツ 専務取締役専務執行役員業務担当 兼務営業推進担当
2015年 3月	当社執行役員三鈴担当		
2016年 3月	株式会社アスティ代表取締役社長	2023年 3月	同社専務取締役専務執行役員
2018年 3月	株式会社エフ・ディ・シー・プロダクツ 取締役常務執行役員	2024年 3月	当社代表取締役専務(現)
2018年 5月	当社取締役執行役員エフ・ディ・ シー・プロダクツ担当部長	2024年 3月	株式会社エフ・ディ・シー・プロダクツ 代表取締役社長(現)
2019年 3月	当社取締役常務執行役員エフ・ディ・ シー・プロダクツ第一事業部担当	<b>(重要な兼職の状況)</b>	
2019年 3月	株式会社エフ・ディ・シー・フレンズ 代表取締役会長	株式会社エフ・ディ・シー・プロダクツ 代表取締役社長	

## 取締役候補者とした理由

同氏は、グループ事業会社の社長など、重要な役職を歴任しており、経営者として豊富な経験と充分な実績を有しております。経営管理全般における豊富な経験・知見にもとづき、高いレベルでの経営管理とリーダーシップを発揮し、企業価値の創造に取り組んでおり、当社グループの企業価値向上に貢献できる人材として適任であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

3

にしむらまさひこ  
西村政彦 (1962年5月11日生)所有する当社の株式数  
21,297株

再任

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年4月	当社入社	2022年5月	株式会社エフ・ディ・シー・プロダクツ 常務取締役常務執行役員財務担当
2005年3月	当社財務部長	2024年3月	当社常務取締役常務執行役員 業務担当
2008年5月	当社取締役	2024年12月	株式会社羅針常務取締役常務執行 役員業務担当(現)
2015年3月	当社取締役執行役員財務担当		
2015年3月	株式会社エフ・ディ・シー・プロダクツ 取締役執行役員		
2022年5月	当社常務取締役常務執行役員 財務担当(現)	(重要な兼職の状況)	株式会社羅針常務取締役常務執行役員業務担当

## 取締役候補者とした理由

同氏は、財務部長をはじめ主に財務・会計において重要な役職を歴任し、経営者として豊富な経験と実績を有しております。財務体質の強化、資金管理レベルの向上など、財務政策に関する卓越した知見を備えており、当社グループの企業価値向上に貢献できる人材として適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

4

あらいひろし  
新井宏 (1970年12月21日生)所有する当社の株式数  
2,500株

再任

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1993年4月	当社入社	2020年3月	株式会社アスコット代表取締役 社長
2008年3月	株式会社アステアパレール部長	2023年3月	株式会社アスティ代表取締役 社長(現)
2015年3月	同社執行役員第一事業部長	2023年3月	当社執行役員アスティ担当
2018年3月	同社執行役員生産企画二部長	2024年3月	当社取締役執行役員アスティ担当 (現)
2019年3月	同社取締役執行役員生産企画二部長		
2020年3月	同社取締役執行役員アパレルメーカー 事業部長	(重要な兼職の状況)	株式会社アスティ代表取締役社長

## 取締役候補者とした理由

同氏は、グループ事業会社の社長など、重要な役職を歴任しており、経営者として豊富な経験と充分な実績を有しております。経営管理全般における豊富な経験・知見にもとづき、高いレベルでの経営管理とリーダーシップを発揮し、企業価値の創造に取り組んでおり、当社グループの企業価値向上に貢献できる人材として適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。



## 再任

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年 4月 日本IBM株式会社入社

2021年 6月 株式会社ソフトクリエイイトホール  
ディングス社外取締役

## 社外

2002年 4月 JBCC株式会社専務取締役

2007年 8月 株式会社ニトリ常務取締役

2022年 5月 当社社外取締役監査等委員

独立  
役員

2012年10月 株式会社カインズ常務取締役

2024年 5月 当社社外取締役(現)

2017年 6月 M&amp;Sコンサルティング代表(現)

## (重要な兼職の状況)

M&amp;Sコンサルティング代表

## 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、長きにわたり会社経営に携わり豊富なマネジメント経験を有しております。経営管理全般における豊富な経験・知見にもとづき、当社の取締役会の意思決定及び監督機能の強化などに加え、執行から独立した客観的な立場で取締役の業務執行を監督することでコーポレートガバナンスを強化することが期待できるため、社外取締役の職務を適切に遂行していただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 児玉直樹氏は社外取締役候補者であります。  
また、同氏を株式会社東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準及び当社が定める独立性基準に照らし、当社からの独立性を有していると判断しており、独立役員として届け出ております。同氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員として届け出る予定です。
3. 児玉直樹氏は、現在、当社の社外取締役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって1年(社外取締役監査等委員を含む通算在任年数3年)となります。
4. 当社は、会社法第427条第1項に基づき、非業務執行取締役との間に責任限定契約を締結することができる旨を定めており、当該契約に基づく取締役の責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。これにより、当社は児玉直樹氏との間に責任限定契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合、上記責任限定契約は継続されます。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。  
各取締役候補者の選任が承認された場合は、当該保険の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役の嵩下昌宏氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、監査等委員である取締役候補者については、指名等諮問委員会の答申を経て、取締役会にて決定しております。また、本議案については、監査等委員会の同意を得ております。

本議案について、各監査等委員である取締役において検討がなされましたが、特段の意見はございませんでした。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

だけ した まさ ひろ  
嵩 下 昌 宏 (1962年8月6日生)

所有する当社の株式数  
5,140株

#### 再任

##### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4月	株式会社三井銀行 (現 株式会社三井住友銀行) 入社	2018年 2月	当社入社
2009年 4月	SMB Cフレンド証券株式会社 (現 SMB C日興証券株式会社) 法人業務企画室長	2018年 3月	当社執行役員経営企画室長
2012年 5月	同社東京法人部長	2019年 3月	当社執行役員業務担当
		2021年 3月	当社執行役員監査室長
		2021年 5月	当社取締役常勤監査等委員 (現)
		2021年 5月	株式会社エフ・ディ・シー・プロ ダクツ監査役 (現)
		2024年12月	株式会社羅針監査役 (現)

##### (重要な兼職の状況)

株式会社エフ・ディ・シー・プロダクツ監査役  
株式会社羅針監査役

#### 監査等委員である取締役候補者とした理由

同氏は、長きにわたり金融機関に勤務し、豊富な経験を有しているほか、当社にて業務部門の責任者として当社グループの企業価値向上に貢献してまいりました。その豊富な業務経験・知見に基づき、当社のガバナンス向上に貢献できる人材として適任であると判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第427条第1項に基づき、非業務執行取締役との間に責任限定契約を締結することができる旨を定めております。これにより、当社は嵩下昌宏氏との間に責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、上記責任限定契約は継続されます。なお、当該契約に基づく取締役の責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。同氏の再任が承認された場合、同氏は当該保険の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

## 【ご参考】スキル・マトリックス

氏名	当社における地位	当社が特に期待する知見・経験								
		① 企業経営・ 戦略策定	②-1 業界経験 (ブランド)	②-2 業界経験 (海外)	②-3 業界経験 (リテール)	③ 法務・リスク マネジメント	④ 財務・会計・ M&A	⑤ 人財 マネジメント	⑥ デジタル・ IT	⑦ CSR/ESG
増田英紀	代表取締役社長	○			○			○		
岡藤一朗	代表取締役専務	○	○	○	○			○		○
西村政彦	常務取締役 常務執行役員	○				○	○			
新井 宏	取締役 執行役員	○		○				○		
児玉直樹	社外取締役	○			○		○		○	○
嵩下昌宏	取締役 (監査等委員)					○	○			○
北川展子	社外取締役 (監査等委員)					○		○		
河添 博	社外取締役 (監査等委員)					○	○			
瀧口昭弘	執行役員	○	○	○	○					○
皆川弘樹	執行役員	○	○		○					
中野久史	執行役員	○			○				○	
福原和正	執行役員					○		○	○	○

(注) 上記に記載した当社における地位は、第3号及び第4号議案が原案どおり可決された場合の内容を記載しております。

## 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、この補欠の監査等委員である取締役の選任が効力を有する期間は、次期定時株主総会の開始の時までであります。監査等委員である取締役就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案については、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

かみ がき せい すい  
神 垣 清 水 (1945年7月1日生)

所有する当社の株式数  
一株

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1973年 4月	東京地方検察庁検事	2013年 6月	三菱食品株式会社社外監査役
2000年10月	那覇地方検察庁検事正	2013年 6月	アルフレッサホールディングス株式会社社外監査役
2002年 6月	宇都宮地方検察庁検事正		
2003年 9月	最高検察庁総務部長	2015年 5月	当社社外取締役監査等委員
2004年12月	千葉地方検察庁検事正	2015年 6月	株式会社ユニバーサルエンターテインメント社外取締役
2005年 8月	横浜地方検察庁検事正		
2007年 7月	公正取引委員会委員	2019年 6月	株式会社廣済堂社外取締役
2012年 7月	日比谷総合法律事務所 弁護士(現)		

### 補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、過去に社外役員となること以外での方法で会社経営に関与したことはありませんが、弁護士として業務に関する専門的な知識や豊富な経験を有しており、当社の経営の監督並びに監査に活かしていただくとともに、当社の業務執行への助言や牽制など、社外取締役の職務を適切に遂行していただけるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

- (注)
- 補欠の監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  - 神垣清水氏は補欠の社外取締役候補者であります。
  - 当社は、神垣清水氏を株式会社東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準および当社が定める独立性基準に照らし、当社からの独立性を有していると判断しております。同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
  - 当社は、会社法第427条第1項に基づき、非業務執行取締役との間に責任限定契約を締結することができる旨を定めており、当該契約に基づく取締役の責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。神垣清水氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、同氏とも契約を締結する予定です。
  - 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。神垣清水氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、同氏は当該保険の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

## 【ご参考】 社外取締役の独立性判断基準

当社は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、社外取締役または社外取締役候補者が、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断いたします。

なお、本基準の改廃は取締役会決議によるものといたします。

- ① 当社及び当社の関係会社（以下、併せて「当社グループ」という）の業務執行者（注1）
- ② 当社グループを主要な取引先とする者（注2）またはその業務執行者
- ③ 当社グループの主要な取引先（注3）またはその業務執行者
- ④ 当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者）またはその業務執行者
- ⑤ 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者またはその業務執行者
- ⑥ 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
- ⑦ 当社グループから役員報酬以外に、多額（注4）の金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等
- ⑧ 当社グループから多額（注4）の金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者
- ⑨ 上記②～⑧に過去3年間において該当していた者
- ⑩ 上記①～⑨に該当する者が重要な者（注5）である場合において、その者の配偶者または二親等以内の親族
- ⑪ その他、①～⑩に該当しない場合であっても、一般株主と利益相反が生ずるおそれがある者

注1 業務執行者とは、法人その他の団体の取締役、執行役、執行役員、業務を執行する社員、理事、その他これらに準じる者及び使用人ならびに過去に一度でも当社グループに所属したことがある者をいいます。

注2 当社グループを主要な取引先とする者とは、直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社グループから受けた者をいいます。

注3 当社グループの主要な取引先とは、直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社グループに行っている者をいいます。

注4 多額とは、個人の場合は年間1,000万円以上、法人、組合等の団体の場合は、当該団体の連結売上高もしくは総収入の2%を超えることをいいます。

注5 重要な者とは、業務執行者については取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、執行役員及び部長格以上の上級管理職にある使用人をいう。法律事務所・監査法人等の団体に所属する者については、弁護士・公認会計士等の専門的な資格を有する者をいいます。

## 第6号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収への対応方針）の継続の件

当社は、2022年5月26日開催の第72回定時株主総会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)(以下、「現行プラン」といいます)につき、株主の皆様にご承認いただき、継続導入しておりますが、現行プランは、本定時株主総会終結の時をもって、その有効期間が終了いたします。

当社では、社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる動向及び様々な議論、コーポレートガバナンス・コードの趣旨等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する観点から、継続の是非も含め、その在り方について検討してまいりました。その結果、2025年4月11日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第118号第3号柱書に規定されるものをいい、以下、「基本方針」といいます)に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件に、当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収への対応方針)を継続すること(以下、かかる継続後のプランを「本プラン」といいます)を決定いたしました。

本議案は、本プランについて、株主の皆様のご承諾をお願いするものであります。本議案を株主の皆様にご承認いただけた場合、本プランの有効期間は、本定時株主総会の終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなります。

本プランの継続に当たり、本プランの対象となる当社株式の買付等の「大規模買付行為」や「例外事由該当者」に該当するかの基準となる「実質的に支配」または「共同ないし協調して行動」に当たるか否かを判定する際に用いられる基準として別紙3の「共同協調行為等の認定基準」を作成した他、一部語句の追加・修正・整理等を行っておりますが、実質的な内容は現行プランから変更ございません。なお、現行プランと併せて公表しておりました対抗措置の発動または不発動その他必要な決議を行う場合の手続及び行動指針を定める「対抗措置等ガイドライン」(以下、「本ガイドライン」といいます)については、本プランとの内容の重複を避けるために、その内容の一部を本プランに取り込んだ上で削除しておりますが、当社は、本ガイドラインと同じ基準に従って本プランの運用を行うこととなります。

なお、本プランによる買収への対応方針の継続については、独立社外取締役及び社外有識者から成る当社の独立委員会の現任委員全員より同意を得ております。

また、会社法、金融商品取引法並びにそれらに関する規則、政令、内閣府令及び省令並びに金融商品取引所規則等(以下、「法令等」と総称します)に改正(法令等の名称の変更や従前の法令等を継承する新たな法令等の制定を含みます。以下同じ)があり、これらが施行された場合には、本プランにおいて引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものとします。

## 1 基本方針について

### (1) 基本方針の内容

当社は、当社株主の在り方に関し、当社株主は市場における自由な取引を通じて決定されるべきものと考えています。従って、株式会社の支配権の移転を伴うような買付けの提案に応じるか否かの判断も、最終的には当社株主の皆様ご意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、当社株式の大規模買付行為（下記2(2)(a)に定義されます。以下同じ）の中には、①買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、企業価値または当社株主の皆様共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、②当社株主の皆様ごに株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、③当該大規模買付行為に対する代替案を当社が提示するために合理的に必要となる期間を経ることなく行われるもの、④当社株主の皆様に対して、買付内容を判断するために合理的に必要な情報を十分に提供することなく行われるもの、⑤買付けの条件等（対価の価額・種類、買付の時期、買付の方法の適法性、買付の実行の実現可能性等）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当なもの、⑥当社の持続的な企業価値増大のために必要不可欠な従業員、顧客を含む取引先、工場・生産設備が所在する地域社会等の利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値または当社株主の皆様共同の利益に反する重大な影響を及ぼすものも想定されます。当社といたしましては、当社の企業価値及び当社株主の皆様共同の利益を最大化すべきとの観点に照らし、このような大規模買付行為を行う者は、例外的に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えております。

そこで、当社の総議決権の20%以上の議決権を有する株式（以下、「支配株式」といいます）の取得を目指す者及びそのグループ（以下、「買収者等」といいます）による支配株式の取得により、このような当社の企業価値または当社株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、かかる買収者等は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、法令等及び当社定款によって許容される限度において、当社の企業価値及び当社株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることをその基本方針といたします。

### (2) 基本方針維持の背景

当社並びに当社の子会社及び関連会社（以下、「当社グループ」といいます）は、1950年創業以来脈々と受け継がれている「人間尊重」と「社会貢献」の基本理念のもと、変革をおそれず、挑戦し続ける企業文化を大切にしています。

そして、下記の経営理念及びコーポレートメッセージに基づく企業活動の実践により、ジュエリーや時計、アパレルを中心としたファッションビジネスを通じてお客様の生活文化の向上に貢献することで、持続的な成長及び長期的な企業価値の向上を実現しております。当社及び当社グループの経営理念は、以下の4点をその基軸としております。

- ①私達は、お客様に信頼される企業を目指します。
- ②私達は、社員に夢を与える企業を目指します。
- ③私達は、社会に貢献できる企業を目指します。
- ④私達は、株主に期待される企業を目指します。

また、当社及び当社グループは、コーポレートメッセージとして、「当社グループは、4℃ブランドを中心としたグローバルファッション創造企業として、お客様の一步先のニーズに応える、お客様の生活文化を向上させる企業であり続けます。」との理念を掲げています。

上記の基本理念のもと、当社及び当社グループは、安定した事業基盤、健全な財務体質、そして高い管理能力を誇っています。

事業面においては、ブランド事業にて展開している「4℃」ジュエリーの高いブランド力が強みです。また、生産から店頭小売までの機能を有するSPA事業は、顧客満足を実現できる優れた事業モデルとなっております。その他にも高級ブランド時計専門のリユース事業、アパレルOEM事業、小売事業等の複数の事業モデルが存在し、幅広い市場に対応することができま。さらに、持株会社という組織形態は、経営資源の「選択と集中」の進展に有効に機能しています。

主力事業であるジュエリービジネス、取扱商品群はもとよりデザイン、品質、接客力、店舗空間、広告宣伝等、ブランドを構成する全ての要素の統一感を保つことによって、ブランドの世界観を創造し、ブランド価値向上を図っております。お客様の信頼に応える真摯な経営と、取引先との厚い信頼関係を企業価値の源泉の中核としております。また、高級ブランド時計専門のリユース販売では、専門的な知識や経験に基づいた買取と、その後の高いメンテナンス力により商品のコンディションを高い状態に仕上げている。販売においても、高級感ある空間づくりにより、お客様が一生ものの時計を選ぶのにふさわしい店舗を展開しております。

アパレル小売事業では、ストアブランドの確立を目指し、マーケットの動向を把握しながら精度の高いマーチャングライジング能力、バイイング能力、店舗開発及び店舗運営能力を向上させております。加えて、アパレルメーカー機能においても、海外生産基盤を背景に品質・コスト競争力を伴った企画提案力を特徴に、幅広いお取引先様のニーズに応え続けています。

また、財務面においては、高い収益性を誇るブランド事業を中心に安定的な利益成長を実現しております。加えて、ROEを重要な経営指標の一つと捉え、資本効率の改善に取り組んでおります。自己資本比率につきましても、高い水準で維持しており、財務の健全性を保っております。

さらに、組織面においては、当社は、内部統制機能の強化を重要な課題と捉え、真摯に取り組んでおります。当社は経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を明確にするため、執行役員制度を導入し、取締役会が意思決定・監督機能を、執行役員が業務執行機能を担っております。これらに加えて、監査等委員会設置会社制度を採用し、自ら業務執行をしない社外取締役の機能を活用することで、内部統制を強化しつつ、中長期的な企業価値向上を図っております。

さらには、持株会社である(株)ヨンドシーホールディングスの取締役または執行役員が、基本的に、各事業子会社の責任者を務めることにより、広い視点での意思決定を可能とし、かつ、経営者間のコミュニケーション密度を高め、グループ全体で、情報や課題を共有することで、グループ経営マネジメント力の強さと安定感を堅持しています。



もっとも、これらの当社及び当社グループの企業価値の源泉は、短期に完成できるものではなく、創業以来長年にわたり培ってきた有形無形の財産と、お取引先様及びお客様との強い信頼関係や絆がビジネスを支え、また、信頼されるコーポレートブランドの確立への布石であることは論を俟ちません。

このように、当社及び当社グループは、その企業価値の源泉を維持し、経営をさらに進化させ、企業価値をより一層高めることによって、全てのステークホルダーから信頼される特色ある企業グループを目指してまいります。

以上のとおり、当社及び当社グループの各事業は、いずれも、創業以来お客様とともに成長・進化してきた各事業に関わる経験や専門知識を有する人材、かつ、当社が築き上げた信頼とそれに基づく取引先等、様々なステークホルダーとの密接な関係等の経営資源のうえに成立しており、これらの経営資源は、それぞれ長年にわたり培われたノウハウとブランドイメージを有するものであって、相互に機能することにより、更なる価値を生み出しております。他方で、昨今、新しい法制度の整備や資本市場の情勢、企業構造・企業文化の変化等を背景として、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量の株式の買付けを強行するといった動きが散見されるようになり、場合によっては上記の経営資源に基づく当社の持続的な企業価値の向上が妨げられるような事態が発生する可能性も否定できない状況となっております。

当社といたしましては、このような状況に鑑み、引き続き、買収者等が現れることを想定しておく必要があるものと考えます。

以上の事情を背景として、当社は上記(1)のとおり基本方針を維持した次第です。

## 2 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）について

### (1) 本プランによる買収への対応方針継続の目的について

当社は、上記1のとおり、買収者等に対して、場合によっては何らかの措置を講ずる必要が生じ得るものと考えますが、上場会社である以上、買収者等に対して株式を売却するか否かの判断や、買収者等に対して会社の経営を委ねることの是非に関する最終的な判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものだと考えております。

しかしながら、株主の皆様適切な判断を行っていただくためには、その前提として、上記のような当社固有の事業特性や当社及び当社グループの歴史を十分に踏まえていただいたうえで、当社の企業価値とその価値を生み出している源泉につき適切な把握をしていただくことが必要であると考えます。そして、買収者等による当社の支配株式の取得が当社の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかを把握するためには、買収者等から提供される情報だけでは不十分な場合も容易に想定され、株主の皆様適切な判断を行っていただくためには、当社固有の事業特性を十分に理解している当社取締役会から提供される情報または当該買収者等による支配株式の取得行為に対する当社取締役会の評価・意見、場合によっては当社取締役会による新たな提案を踏まえていただくことが必要であると考えます。

従いまして、当社といたしましては、株主の皆様に対して、これらの多角的な情報を分析し、検討していただくための十分な時間を確保することが非常に重要であると考えております。

以上の見地から、当社取締役会は、上記の基本方針を踏まえ、大規模買付行為を行おうとし、または現に行っている者（以下、「大規模買付者」といいます）に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及びこれに対する評価・検討のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が、独立委員会（下記(2) (e) に定義されます。以下同じ）の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見または当該大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等（以下、「代替案」といいます）を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者（具体的には、下記(2) (h) に定義される例外事由該当者）によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、2025年4月11日開催の取締役会において本プランによる買収への対応方針の継続を決定しました。

なお、現時点において、当社株券等に対する具体的な大規模買付行為の兆候があるとの認識はございません。

また、本年2月28日現在における当社の大株主の状況は、別紙1のとおりです。

## (2) 本プランの内容について

本プランに関する手続の流れの概要をまとめたフローチャートは別紙2のとおりとなりますが、本プランの具体的内容は以下のとおりです。

### (a) 対抗措置発動の対象となる大規模買付行為の定義

次の①から③までのいずれかに該当する行為（ただし、当社取締役会が予め承認をした行為を除きます）若しくは該当する可能性のある行為（以下、「大規模買付行為」と総称します）がなされ、またはなされようとする場合に、本プランに基づく対抗措置が発動される場合があります。

① 当社が発行者である株券等<sup>1</sup>に関する当社の特定の株主様の株券等保有割合<sup>2</sup>が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得<sup>3</sup>

- 
- 1 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。
  - 2 金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。以下同じとしますが、かかる株券等保有割合の計算上、(i)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、(ii)当該特定の株主様との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに当該特定の株主様の公開買付代理人及び主幹事証券会社（以下、「契約金融機関等」といいます）、弁護士、会計士及び税理士その他のアドバイザー、並びに(iii)上記(i)または(ii)に該当する者から市場外の相対取引または東京証券取引所の市場内立会外取引(ToSTNeT-1)により当社株券等を譲り受けた者は、当該特定の株主様の共同保有者(同法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項により共同保有者とみなされる者を含みます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます)。以下同じ)とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。
  - 3 売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有すること及び金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。

- ② 当社が発行者である株券等<sup>4</sup>に関する当社の特定の株主様の株券等所有割合<sup>5</sup>とその特別関係者<sup>6</sup>の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得<sup>7</sup>
- ③ 上記①または②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、上記①または②に規定される各行為を企図する当社の特定の株主様（複数である場合を含みます。以下本③において同じとします）が、当社の他の株主様（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主様と当該他の株主様の株券等保有割合の合計が20%以上となるような当該他の株主様に限りませ）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主様が当該特定の株主様の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定の株主様と当該他の株主様との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係<sup>8</sup>を樹立する行為<sup>9</sup>

#### (b) 意向表明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為の開始または実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランに定める手続（以下、「大規模買付ルール」といいます）を遵守することを誓約する旨の大規模買付者代表者による署名または記名押印のなされた書面及び当該署名または押印を行った代表者の資格証明書（以下、これらを併せて「意向表明書」といいます）を当社代表取締役社長宛てに提出していただきます。当社代表取締役社長は、上記の意向表明書を受領した場合、直ちにこれを当社取締役会及び独立委員会に提出します。

---

4 金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。以下本②において同じとします。

5 金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。以下同じとします。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報参照することができるものとします。

6 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、(i)共同保有者及び(ii)契約金融機関等は、当該特定の株主様の特別関係者とみなします。以下同じとします。

7 買付けその他の有償の譲受け及び金融商品取引法施行令第6条第3項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。

8 「当該特定の株主様と当該他の株主様との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、別紙3に定める基準に従うものとします。なお、別紙3に定める基準は、法令の改正や裁判例の動向に基づき独立委員会の決議によって適宜合理的な範囲で変更される場合があります。

9 上記③所定の行為がなされたか否かの判定は、当社取締役会が独立委員会の勧告を踏まえて合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、当該(a)の要件に該当するか否かの判定に必要と判断される範囲において、当社の株主様に対して下記(c)記載の情報に準じた情報を提供していただくよう要請することがあります。

意向表明書には、大規模買付ルールを遵守する旨の誓約の他、大規模買付者の氏名または名称、住所または本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている大規模買付行為の概要等も明示していただきます。なお、意向表明書における使用言語は日本語に限りませぬ。

当社は、大規模買付者から意向表明書の提供があった場合、当社取締役会または独立委員会が適切と認める事項について、適用ある法令等に従って適時適切に株主の皆様に対して開示します。

#### (c) 大規模買付者に対する情報提供要求

当社取締役会及び独立委員会が意向表明書を受領した日から10営業日以内（初日は算入されないものとします）に、大規模買付者には、当社取締役会に対して、次の①から⑩までに掲げる情報（以下、「大規模買付情報」と総称します）を提供していただきます。当社取締役会は、大規模買付情報を受領した場合、直ちにこれを独立委員会に対して提供します。

なお、当社取締役会または独立委員会が、大規模買付者から当初提供を受けた情報だけでは、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断することや、当社取締役会及び独立委員会が当該大規模買付行為に対する賛否の意見を形成し（以下、「意見形成」といいます）、または代替案を立案して（以下、「代替案立案」といいます）株主の皆様に対して適切に提示することが困難であると判断した場合には、合理的な期間の提出期限を定めたくえで、当該定められた具体的期間及び合理的な期間を必要とする理由を株主の皆様に対して開示することにより、株主の皆様による適切な判断並びに当社取締役会及び独立委員会による意見形成または代替案立案のために必要な追加情報の提供を随時大規模買付者に対して要求することができるものとします。

また、当社取締役会または独立委員会が大規模買付情報の提供が完了したと判断した場合には、当社は、適用ある法令等に従って適時適切にその旨を株主の皆様に対して開示します。さらに、当社は、当社取締役会または独立委員会の決定に従い、大規模買付情報の受領後の適切な時期に、大規模買付情報のうち当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断するために必要と認められる情報を適用ある法令等に従って株主の皆様に対して原則として開示します。

- ① 大規模買付者及びそのグループ会社等（主要な株主または出資者（直接・間接を問いません。以下同じ）及び重要な子会社・関連会社を含み、大規模買付者がファンドまたはその出資に係る事業体である場合は主要な組合員、出資者その他の構成員並びに業務執行組合員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます）の概要（具体的名称、資本構成、出資割合、財務内容及び過去における法令違反行為の有無（及びそれが存する場合にはその概要）並びに役員の氏名、略歴及び過去における法令違反行為の有無（及びそれが存する場合にはその概要）等を含みます）

- ② 大規模買付者及びそのグループ会社等による、当社株券等の保有状況、当社株券等または当社若しくは当社グループの事業に関連する資産を原資産とするデリバティブその他の金融派生商品の保有状況及び契約状況、並びに当社株券等の貸株及び空売り等の状況
- ③ 大規模買付行為の目的、方法及び内容（大規模買付行為の対象となる株券等の種類及び数、大規模買付行為の対価の種類及び価額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為及び関連する取引の実現可能性（大規模買付行為を一定の条件に係らしめている場合には当該条件の内容）、大規模買付行為完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由を含みます。なお、大規模買付行為の方法の適法性については資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます）
- ④ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対して重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等を含みます）を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じ）の有無及び意思連絡が存する場合にはその具体的な態様及び内容
- ⑤ 大規模買付行為に係る買付け等の対価の算定根拠及びその算定経緯（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定機関に関する情報、算定に用いた数値情報並びに大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー及びディスシナジーの額及びその算定根拠を含みます）
- ⑥ 大規模買付行為に係る買付け等の資金の裏付け（当該資金の提供者（実質的提供者（直接・間接を問いません）を含みます）の具体的名称、調達方法、資金提供が実行されるための条件の有無及び内容、資金提供後の担保ないし誓約事項の有無及び内容、並びに関連する具体的取引の内容を含みます）
- ⑦ 大規模買付行為の完了後に意図されている当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策及び配当政策等（大規模買付行為完了後における当社資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます）並びに大規模買付行為完了後における当社及び当社グループの役員、従業員、取引先、顧客、当社工場・生産設備等が所在する地方公共団体その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
- ⑧ 大規模買付行為に適用される可能性のある私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律その他の国内外の法令等に基づく承認または許認可等の取得の蓋然性（なお、これらの事項につきましては、資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます）
- ⑨ 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接・間接を問いません）及び関連性が存する場合にはその詳細
- ⑩ 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

- ⑩ その他当社取締役会または独立委員会が合理的に必要と判断し、書面により大規模買付者に対して要求した情報  
なお、以上の情報は全て日本語にてご提供いただくものとします。

(d) 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、大規模買付者が開示した大規模買付行為の内容に応じた下記①または②の期間（いずれも大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会または独立委員会が判断した旨を当社が開示した日から起算されるものとします）を、当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます）として設定します。大規模買付行為は、本プランに別段の記載なき限り、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。なお、かかる取締役会評価期間は、当社の事業内容の評価、検討の困難さや、意見形成、代替案立案等の難易度等を勘案して設定されたものです。

- ① 対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます）の買付けが行われる場合：最長60日間（初日不算入）  
② 上記①を除く大規模買付行為が行われる場合：最長90日間（初日不算入）

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、大規模買付者から提供された大規模買付情報に基づき、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うものとします。当社取締役会が評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うに当たっては、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者的立場にある外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等）の助言を得るものとします。かかる助言を得るに際して要した費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、全て当社が負担するものとします。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に下記(f)記載の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動または不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を1回に限り最長30日間（初日不算入）延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を、適用ある法令等に従って、適時適切に株主の皆様に対して開示します。

(e) 独立委員会の設置

当社は、現行プランにおいて、その発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外取締役（それらの補欠者を含みます）及び社外有識者の中の3名以上から構成される独立委員会（以下、「独立委員会」といいます）を設置いたし

ているところですが、本プランにおいてもそれを継続いたします。

独立委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び独立委員会から独立した第三者的立場にある外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等）の助言を得ること等ができるものとします。なお、かかる助言を得るに際して要した費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、全て当社が負担するものとします。

本プランによる買収への対応方針の継続の当初における独立委員会の各委員の氏名及び略歴は別紙4のとおりです。

独立委員会の決議は、原則として現任の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。ただし、独立委員会の委員に事故があるとき、その他やむを得ない事情があるときは、独立委員会の委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行います。

(f) 独立委員会の勧告手続及び当社取締役会による決議

ア 独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内（延長された場合にはその期間も含まれます）に、次の① から③ までに定めるところに従い、当社取締役会に対して大規模買付行為に関する勧告を行うものとします。

① 大規模買付ルールが遵守されなかった場合

大規模買付者が大規模買付ルールにつきその重要な点において違反した場合（大規模買付者が当社取締役会が定める合理的期間内に必要な追加情報の提供を行わない場合や大規模買付者が当社取締役会との協議・交渉に応じない場合を含みます）で、当社取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日（初日は算入されないものとします）以内に当該違反が是正されない場合には、独立委員会は、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。かかる勧告がなされた場合、当社は、独立委員会の意見及びその意見の理由並びにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等に従って適時適切に株主の皆様に対して開示します。

なお、独立委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告した後であっても、大規模買付行為が撤回され、または存在しなくなった場合、その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、対抗措置の発動の中止その他の勧告を当社取締役会に対して行うことができるものとします。

かかる再勧告が行われた場合も、当社は、独立委員会の意見及びその意見の理由並びにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等に従って適時適切に株主の皆様に対して開示します。

② 大規模買付ルールが遵守された場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、独立委員会は、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告します。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、独立委員会は、当該大規模買付者が次の(ア)から(イ)までのいずれかの事情を有していると認められる者（以下、「濫用的買収者」と総称します）であり、かつ、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動が相当であると判断する場合には、当社取締役会に対して、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

- (ア) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）ないし当社株券等の取得目的が主として短期の利鞘の獲得にある場合
- (イ) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移譲させることにある場合
- (ウ) 当社の会社経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として不当に流用する予定で、当社株券等の取得を行っている場合
- (エ) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする点にある場合
- (オ) 当社の経営には特に関心を示したり、関与したりすることもなく、当社の株式を取得後、様々な策を弄して、もっぱら短中期的に当社の株式を当社自身や第三者に転売することで売却益を獲得しようとし、最終的には当社の資産処分まで視野に入れてひたすら自らの利益を追求しようとするものである場合
- (カ) 大規模買付者の提案する当社株券等の取得条件（買付対価の種類、価額及びその算定根拠、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性を含みますがこれらに限りません）が、当社の企業価値に照らして不十分または不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合
- (キ) 大規模買付者の提案する買収の方法が、二段階買付け（第一段階の買付けで当社株券等の全てを買付けられない場合の、二段階目の買付けの条件を不利に設定し、明確にせず、または上場廃止等による将来の当社株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような形で株券等の買付けを行い、株主の皆様に対して買付けに応じることを事実上強要するもの）や部分的公開買付け（当社株券等の全てでは



なく、その一部のみを対象とする公開買付け)等に代表される、構造上株主の皆様への判断の機会または自由を制約するような強圧的な方法による買収である場合

- (ク) 大規模買付者による支配権取得により、株主の皆様はもとより、顧客、従業員その他の当社の利害関係者の利益を含む当社の企業価値の著しい毀損が予想されたり、当社の企業価値の確保及び向上を著しく妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合、または大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べ、明らかに劣後すると判断される場合
- (ケ) 大規模買付者による支配権取得の事実それ自体が、当社の重要な取引先を喪失させる等、当社の企業価値を著しく毀損するものである場合
- (コ) 大規模買付者の経営陣または主要株主若しくは出資者に反社会的勢力またはテロ関連組織と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合
- (サ) その他(7)から(コ)までのいずれかに準じる場合で、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益を著しく損なうと判断される場合

なお、かかる勧告に関する開示手続やその後の再勧告に関する手続は、上記①に準じるものとします。

### ③ 独立委員会によるその他の勧告等

独立委員会は、当社取締役会に対して、上記の他、必要な内容の勧告や一定の法令等で許容されている場合における対抗措置の廃止の勧告等を行うことができるものとします。

なお、かかる勧告に関する開示手続やその後の再勧告に関する手続は、上記①に準じるものとします。

## イ 当社取締役会による決議

当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動、不発動、下記ウの方法による当社株主意思確認総会の招集その他必要な決議を、本プラン所定の手続に従って行うものとします。また、当社取締役会は、独立諮問委員会から当社取締役会に対する対抗措置の発動の勧告が行われた後であっても、大規模買付行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、対抗措置の発動の中止その他の決定を行うことができるものとします。これらの決議を行った場合、当社は、当該決議の内容、当社取締役会の意見及びその意見の理由並びにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等に従って適時適切に株主の皆様に対して開示します。

## ウ 当社株主意思確認総会の招集

当社取締役会が自らの判断で本プランによる対抗措置を発動することの可否を問うための当社株主意思確認総会を開催すべきと判断した場合には、当社取締役会は可及的速やかに当社株主意思確認総会を招集します。当社取締役会は、当該株主意思確認総会において議決権を行使できる株主の範囲、議決権行使の基準日、当該株主意思確認総会の開催日時等の詳細について、適用ある法令等に従って開示いたします。当該株主意思確認総会の決議は、当該株主意思確認総会に出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行われるものとします。この場合には、大規模買付行為は、株主意思確認総会における対抗措置の発動議案否決及び当該株主意思確認総会の終結後に行われるべきものとしたします。当該株主意思確認総会において本プランによる対抗措置の発動承認議案が否決された場合には、当該大規模買付行為に対しては本プランによる対抗措置の発動は行われません。

なお、当社株主意思確認総会の招集手続が執られた場合であっても、その後、当社取締役会において対抗措置不発動の決議を行った場合や当社取締役会にて対抗措置の発動を決議することが相当であると判断するに至った場合には、当社は当社株主意思確認総会の招集手続を取り止めることができます。かかる決議を行った場合も、当社は、当社取締役会の意見及びその意見の理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等に従って適時適切に株主の皆様に対して開示します。

### (g) 大規模買付情報の変更

上記(c)の規定に従い、当社が大規模買付情報の提供が完了したと判断した旨開示した後、当社取締役会または独立委員会が、大規模買付者によって当該大規模買付情報につき重要な変更がなされたと判断した場合には、その旨及びその理由並びにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等に従って適時適切に株主の皆様に対して開示することにより、従前の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為（以下、「変更前大規模買付行為」といいます）について進めてきた本プランに基づく手続は中止され、変更後の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為を変更前大規模買付行為とは別個の大規模買付行為として取り扱い、本プランに基づく手続が改めて適用されるものとします。

### (h) 対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、原則として、会社法第277条以下に規定される新株予約権の無償割当てによるものとします（以下、割り当てられる新株予約権を「本新株予約権」といいます）。ただし、会社法その他の法令及び当社定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあるものとします。

大規模買付行為に対する対抗措置として本新株予約権の無償割当てを実施する場合の概要は、別紙5に記載のとおりですが、実際に本新株予約権の無償割当てを実施する場合には、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等（例えば、(i) 例外事由該当者（本プランに違反をした大規模買付者及び濫用的買収者に該当する大規模買付者、その共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として、独立委員会による助言を踏まえて当社取締役会が認定した者等をいいます<sup>10</sup>）による権利行使は認められないとの行使条件や、(ii) (a) 当社が本新株予約権の一部を取得することとするとときに例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項、または、(b) 例外事由該当者以外の株主が所有する新株予約権については当社普通株式を対価として取得する一方、例外事由該当者が所有する新株予約権については一定の行使条件や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得する旨の取得条項等）を設けることがあります。

### 3 本プランによる買収への対応方針の継続、本プランの有効期間並びに継続、廃止及び変更について

当社は、本プランによる買収への対応方針の継続を行うに当たって、株主の皆様のご意思を適切に反映する機会を得るため、本プランによる買収への対応方針の継続に関する承認議案を本定時株主総会に付議いたします。

本プランの有効期間は、現行プランの有効期間が満了した時から、本定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。ただし、当該定時株主総会終結の時において買収提案を行っている者または当社の支配株式の取得を企図する者であって当社取締役会において定める者が現に存在している場合には、当該行われているまたは企図されている行為への対応のために必要な限度で、かかる有効期間は延長されるものとします。また、かかる有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、または③本定時株主総会において本プランの導入に関する承認議案が否決された場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。よって、本プランは、株主の皆様のご意向に従い、随時これを廃止させることが可能です。

本プランについては、本年以降、必要に応じて、当社定時株主総会の終結後最初に開催される当社取締役会において、その継続、廃止または変更の是非につき検討を行い、必要な場合には所要の決議を行います。

---

<sup>10</sup> かかる「共同ないし協調して行動する者」に該当するか否かの判定は、別紙3に定める基準に従い行うものとします。

また、当社取締役会は、企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から、本プランの全体的な趣旨に反しない範囲であって、かつ、法令等の改正若しくはこれらの解釈・運用の変更、若しくは税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で、独立委員会の承認を得たうえで、上記当社定時株主総会の終結後最初に開催される当社取締役会以外の時機においても、必要に応じて本プランを見直し、または変更する場合があります。

本プランの廃止、変更等が決議された場合には、当社は、当社取締役会または独立委員会が適切と認める事項について、適用ある法令等に従って適時適切に株主の皆様に対して開示します。

#### 4 株主及び投資家の皆様への影響について

- (1) 本プランによる買収への対応方針の継続が株主及び投資家の皆様へ与える影響  
本プランによる買収への対応方針の継続時には、本新株予約権の無償割当て自体は行われません。従いまして、本プランが、その効力発生時に株主及び投資家の皆様の権利及び経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

本プランは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見等を提供し、さらには株主の皆様が代替案の提示等を受ける機会を保証することを目的としています。これにより、株主の皆様は、十分な情報を取得して、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが株主の皆様共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、本プランは、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の共同の利益に資するものであると考えております。

- (2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様へ与える影響  
当社取締役会は、本プランに基づき、企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的として大規模買付行為に対する対抗措置を執ることがありますが、現在想定されている対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においては、株主の皆様が保有する当社株式一株当たりの価値の希釈化は生じるものの、株主の皆様が保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の法的権利及び経済的利益に対して直接的具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、例外事由該当者については、対抗措置が発動された場合、結果的に、法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる可能性があります。

また、対抗措置として本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であって、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止し、または無償割当てされた本新株予約権を無償取得する場合には、結果として当社株式一株当たりの価値の希釈化は生じないことから、当社株式一株当たりの価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動等により不測の損害を被る可能性があります。

また、無償割当てがなされた本新株予約権の行使及び取得の手続について株主の皆様に関係する手続は、次のとおりです。

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを行うことを決議した場合、当社は、本新株予約権の割当てのための基準日を定め、法令及び当社定款に従い、これを公告します。この場合、当該基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、その所有株式数に応じて本新株予約権が割り当てられます。

なお、本新株予約権の無償割当てが行われる場合、基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日に、当然に新株予約権者となります。

当社は、基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書（当社所定の書式によるものとし、株主様ご自身が例外事由該当者ではないこと等を誓約する文言を含むことがあります）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。株主の皆様におかれましては、行使価額相当の金銭を払込取扱場所に払い込むとともに、当社取締役会が別途定める本新株予約権の行使期間内にこれらの必要書類を提出することにより、1個の本新株予約権につき1株の当社普通株式が発行されることとなります。ただし、例外事由該当者は、当該本新株予約権を行使できない場合があります。

他方、当社が本新株予約権を取得条項に基づき取得する場合、株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社普通株式の交付を受けることとなります（なお、この場合、株主の皆様には、別途、本人確認のための書類及び当社普通株式の振替を行うための口座に関する情報を記載した書類の他、ご自身が例外事由該当者ではないこと等を誓約し、かかる誓約に虚偽が存した場合には交付された当社普通株式を直ちに返還する旨の文言を記載した書面をご提出いただくことがあります）。ただし、例外事由該当者については、その有する本新株予約権が取得の対象とならないことや、本新株予約権の取得の対価として、一定の行使条件や取得条項が付された別の新株予約権が交付されること等、その取扱いが他の株主の皆様と異なることがあります。

これらの手続の詳細につきましては、実際にこれらの手続が必要となった際に、適用ある法令等に従って、株主の皆様に対して適時適切な開示を行いますので、当該内容をご確認ください。

## 5 本プランの合理性について

### (1) 買収への対応方針に関する指針の要件の充足

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（① 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、② 事前開示・株主意思の原則、③ 必要性・相当性確保の原則）を以下のとおり充足しており、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて—」並びに東京証券取引所が2015年6月1日に導入し、2018年6月1日及び2021年6月11日にそれぞれ改訂した「コーポレートガバナンス・コード～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」の「原則1-5. いわゆる買収防衛策」その他の買収への対応方針に

関する実務・議論を踏まえた内容となっており、高度な合理性を有するものです。

(2) 企業価値または株主共同の利益の確保・向上

本プランは、上記2(1)記載のとおり、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及びこれに対する評価・検討のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が独立委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見または代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的とするものです。

(3) 事前の開示

当社は、株主及び投資家の皆様並びに大規模買付者の予見可能性を高め、株主の皆様が適正な選択の機会を確保するために、本プランを予め開示するものです。

また、当社は今後も、適用ある法令等に従って必要に応じて適時適切な開示を行います。

(4) 株主意思の重視

当社は、本定時株主総会において本プランによる買収への対応方針の継続につき当社株主の皆様のご意思を確認させていただくことを予定しております。本プランによる買収への対応方針の継続を、株主の皆様のご承認に係らしめることで、買収への対応方針の継続についての株主の皆様のご意思を反映させます。

また、上記3記載のとおり、当社の株主総会または株主総会で選任された取締役により構成される取締役会の決議によっていつでも廃止することができるため、その存続が株主の皆様のご意思に係らしめられています。

(5) 当社取締役会による外部専門家の意見の取得

上記2(2)(d)記載のとおり、当社取締役会は、対抗措置の発動に際しては、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者的立場にある外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等）の助言を得たうえで検討を行います。これにより当社取締役会の判断の客観性及び合理性が担保されることとなります。

(6) 独立委員会の設置及びその勧告の最大限の尊重

当社は、上記2(2)(e)記載のとおり、本プランの必要性及び相当性を確保し、経営者の保身のために本プランが濫用されることを防止するために、独立委員会を設置します。独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外取締役（それらの補欠者を含みます）または社外有識者等から選任される委員3名以上により構成されます。

当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し、かつ、当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。また、独立委員会は、必要に応じて、原則とし

て当社の費用で当社取締役会及び独立委員会から独立した第三者的立場にある外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等）の助言を得ること等ができます。これにより、独立委員会の勧告に係る判断の客観性及び合理性が担保されることとなります。

また、独立委員会の判断の概要については適時適切に株主の皆様へ情報開示することとし、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益に資する透明性が確保された本プランの運用が行われる仕組みを確保しています。

(7) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記2(2)に記載のとおり、予め定められた合理的かつ客観的な要件が充足されなければ、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による対抗措置の発動が恣意的に行われないことを担保するための仕組みが確保されています。

(8) デッドハンド型買収防衛策またはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、上記3記載のとおり、当社の株主総会または株主総会で選任された取締役により構成される取締役会の決議によっていつでも廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）またはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

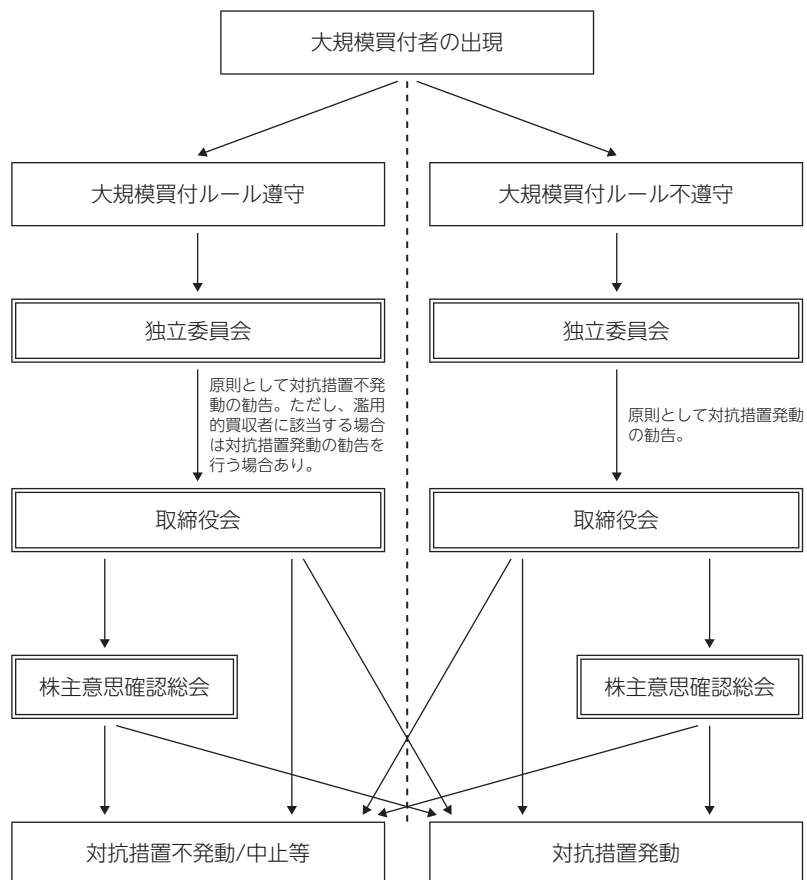
## 大株主の状況（2025年2月28日現在）

氏名または名称	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,975	9.14
第一生命保険株式会社	1,078	4.99
株式会社広島銀行	1,069	4.95
4℃ホールディングスグループ共栄会	828	3.83
株式会社伊予銀行	739	3.42
大田 敏子	634	2.93
尾山 嗣雄	400	1.85
株式会社日本カストディ銀行（三井住友信託銀行再信託分・株式会社もみじ銀行退職給付信託口）	352	1.63
株式会社三井住友銀行	350	1.62
住川 志満子	340	1.57
計	7,767	35.93

- (注) 1. 当社は、自己株式2,714,528株（11.16%）を保有しておりますが、大株主からは除外しております。
2. 持株比率（%）には、2025年2月28日現在の発行済株式の総数である24,331,356株から自己株式2,714,528株を除いた21,616,828株を基準に計算しております。



## 本プランの手の続の流れ



※ 本別紙 2 は、本プランの手の続の流れに関する概要を記載したものです。詳細につきましては、本議案の本文をご参照ください。

## 共同協調行為等の認定基準

- ※ 認定は、認定の対象者（その親会社、子会社、その他認定の対象者と同一視すべき主体を含む。以下、「認定対象者」という。）について、下記の各項目の要素に加え、当社の特定の株主との間での意思の連絡が「ない」ことを窺わせる直接・間接の事実の有無についても勘案したうえで、総合的に判断する。
  - ※ 以下、「当社の特定の株主」には、当該特定の株主の親会社及び子会社（当該特定の株主を含め、「特定株主グループ」という。）、特定株主グループの役員及び主要株主を含むものとする。
- (1) 当社株券等を取得している時期が、当社の特定の株主による当社株券等の取得または重要提案行為等の買収に向けた行動が行われている期間と重なり合っているか。
  - (2) 取得した当社株券等の数量が相当程度の数量に達しているか。
  - (3) 当社株券等の取得を開始した時期が、当該特定の株主による当社株券等の取得の開始、当社に対する経営支配権の取得・重要提案行為等を行うこと等の意向の表明等、当該特定の株主による当社の買収に向けた行動が開始された時期に近接し、または本プランに係る議題を目的事項に含む株主総会の基準日等、当該特定の株主の行動に関連するイベントと近接しているか。
  - (4) 市場における当社株券等の取引状況が異常な時期（例えば、平均的な出来高に比して著しく出来高が膨らんでいたり、株価が先行する時期の平均株価に比して著しく急騰したりする時期）において、時期を同じくして当社株券等を取得している等、当該特定の株主による当社株券等の取得の時期及び態様（例えば、信用買い等を駆使しているかどうか）の特徴との間に共通性がみられるか。
  - (5) 当該特定の株主が株券等を取得している（または取得していた）他の上場会社の株券等を取得していたことがあり、かつ、その取得時期や保有期間が当該特定の株主のそれと重なり合っているか。
  - (6) 上記(5)の重なり合う期間において、当該他の上場会社（当該特定の株主とともに認定対象者が株主となっていた他の上場会社）に対する株主権（共益権）の行使が当該特定の株主のそれに同調したものであったか。同調したものであった場合にその株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か。
  - (7) 上記(5)記載の当該他の上場会社において、認定対象者及び当該特定の株主（並びに認定対象者以外の者で当該特定の株主と同調して議決権等の共益権の行使を行った株主がいる場合には当該株主）による議決権等の共益権の行使の結果、取締役その他の役員の選解任が行われた場合において、当該変更後の役員の在任期間中に当該他の上場会社において企業価値または株主価値の毀損の

おそれ（例えば、重大な法令違反に該当する事象の発生またはそのおそれのある事象の発生、上場廃止、特別注意銘柄への指定、破産その他の法的倒産手続、大規模な希釈化を伴う株式または新株予約権の発行）が生じているか。生じていた場合に企業価値または株主価値の毀損のおそれほどの程度か。

- (8) 当該特定の株主との間で、直接・間接に出資関係ないし資金の貸借関係等が存在しているまたは存在していたことがあるか。
- (9) 当該特定の株主との間で、直接・間接に、役員兼任関係、親族関係（内縁関係等準じる関係を含む。以下同じ）、ビジネス上の関係、出身校その他のコミュニティの中における人的関係が存在している若しくは存在していたこと、並びに、一方が他方の従業員、組合員その他構成員である若しくはあったことがある等の人的関係が存在するか。
- (10) 当社に対する株主権（共益権）の行使が当該特定の株主のそれに同調したものであったか。同調したものであった場合に、行使された株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か。（なお、本項目を唯一の根拠として「特定買付者等」と認定してはならないものとする。）
- (11) 当社の事業や経営方針に関する言動等が当該特定の株主のそれと類似しているか。類似している言動等がある場合には、そのような言動等がされた時期、内容に照らして、その類似の程度はどの程度か。（なお、本項目を唯一の根拠として「特定買付者等」と認定してはならないものとする。）
- (12) その代理人やアドバイザーが、当該特定の株主のそれと同じ事務所、法人、団体に属している若しくは属していたことがある、業務提携関係にある、同種案件を共同して遂行したことがある、親族関係その他の人的関係がある等、当該特定の株主との間において意思の連絡が容易となるような直接的・間接的な関係を有しているか。
- (13) その他、当該特定の株主との間で意思の連絡があることを窺わせる直接・間接の事実はあるか。

## 独立委員会委員の氏名及び略歴

〔氏名〕

北川 展子（1971年1月17日生）

〔略歴〕

1997年4月 弁護士登録  
1997年4月 あすか総合法律事務所（現 隼あすか法律事務所）弁護士  
2003年4月 金融庁監督局（任期付職員）  
2014年10月 日本証券業協会法務参事  
2015年6月 株式会社高知銀行社外取締役（現）  
2016年4月 弁護士法人小松総合法律事務所  
（現 弁護士法人琴平総合法律事務所）弁護士  
2020年5月 取締役（監査等委員）（現）  
2021年1月 北川展子法律事務所弁護士  
2022年4月 島田みらい法律事務所弁護士（現）

〔氏名〕

河添 博（1959年3月17日生）

〔略歴〕

1978年4月 東京国税局入局  
2017年7月 同局課税第一部次長  
2018年7月 麴町税務署長  
2019年8月 税理士登録  
2022年11月 株式会社かんき出版社外監査役（現）  
2024年5月 取締役（監査等委員）（現）

〔氏名〕

太田 洋（1967年10月3日生）

〔略歴〕

1993年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）  
2001年2月 米国ニューヨーク州弁護士登録  
2001年4月 法務省民事局付（参事官室商法担当）  
2003年1月 西村ときわ法律事務所（現 西村あさひ法律事務所・外国法  
共同事業）パートナー（現）

## 新株予約権の無償割当てを実施する場合の概要

## 1 割当対象株主

取締役会で別途定める基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く）1株につき1個を上限として当社取締役会が別途定める数の割合で新株予約権の無償割当てを実施する。

## 2 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の行使により交付される当社普通株式は1株とする。

## 3 新株予約権の無償割当ての効力発生日

取締役会において別途定める。

## 4 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの価額は金1円を下限として当社株式1株の時価の50%相当額を上限とする金額の範囲内で、当社取締役会が別途定める価格とする。「時価」とは、新株予約権の無償割当て決議の日の前日から遡って90日間（終値のない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む）の平均値とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。

## 5 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、取締役会の承認を要するものとする。

## 6 新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は取締役会において別途定めるものとする（なお、取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者並びにその共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として取締役会が認めた者等（以下、「例外事由該当事者」という）による権利行使は認められないとの行使条件を付すこともあり得る）。

## 7 当社による新株予約権の取得

当社は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反をした日その他の一定の事由が生じることまたは取締役会が別に定める日が到来することのいずれかを条件として、取締役会の決議に従い、①新株予約権の全部または例外事由該当事者以外の新株予約権者が所有する新株予約権のみを取得することができる旨の取得条項や、②例外事由該当事者以外の株主が所有する新株予約権については当社普通株式を対価として取得する一方、例外事由該当事者が所有する新株予約権については一定の行使条件（例えば、大規模買付者が株式を処分した場合に、その行使後における株券等保有割合が20%を下回ること等の一定の条件の範囲

内で新株予約権を行使することができる旨の行使条件等)や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得する旨の取得条項を付すことがあり得る。

8 新株予約権の無償取得事由(対抗措置の廃止事由)

以下の事由のいずれかが生じたときは、当社は、新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

- (a) 当社株主意思確認総会において大規模買付者による大規模買付行為の提案について普通決議による賛同が得られた場合
- (b) 独立委員会の全員一致による決定があった場合
- (c) その他取締役会が別途定める場合

9 新株予約権の処分に関する協力

新株予約権の割当てを受けた例外事由該当事者が当社の企業価値または株主共同の利益に対する脅威ではなくなると合理的に認められる場合には、当社は、独立委員会への諮問を経て、当該例外事由該当事者からその所有に係る新株予約権または新株予約権の取得対価として当該例外事由該当事者に交付された新株予約権の処分について、買取時点における公正な価格(投機対象となることによつて高騰した市場価格を排除して算定するものとする)で第三者が譲り受けることを斡旋する等、合理的な範囲内で協力するものとする。ただし、当社はこのことに関し何らの義務を負うものではない。

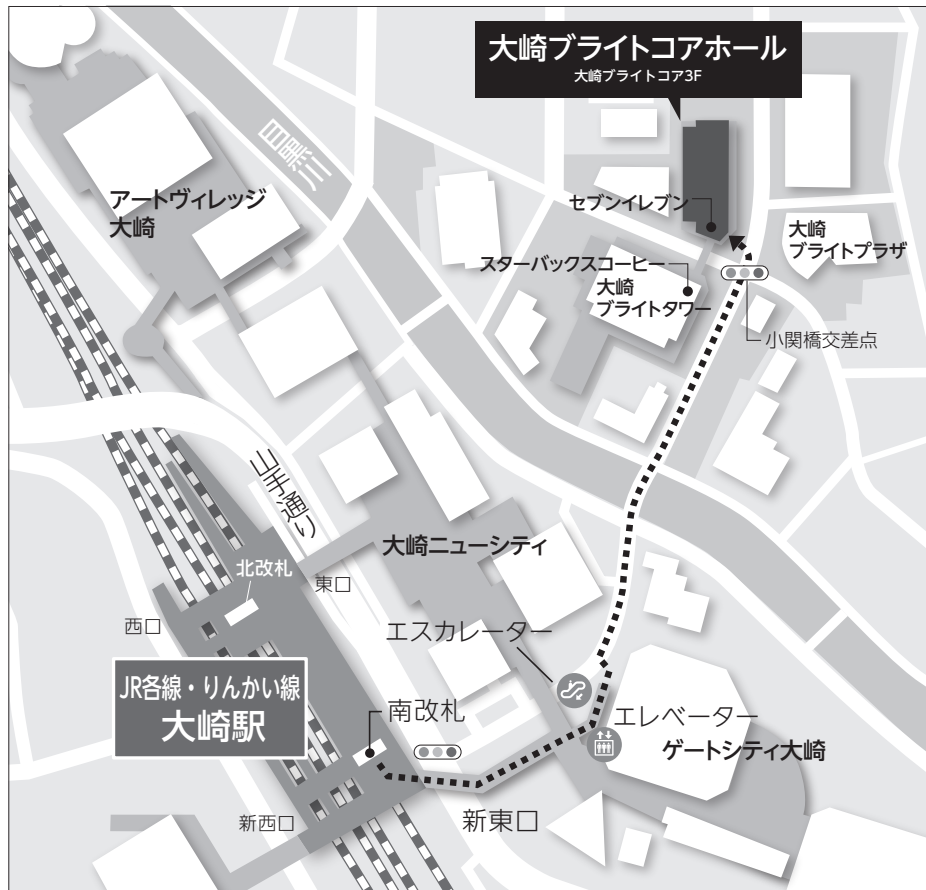
10 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他必要な事項については、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果を勘案する等して、取締役会において別途定めるものとする。

## 株主総会会場ご案内図

場所：東京都品川区北品川五丁目5番15号 大崎ブライトコア3階

会場：大崎ブライトコアホール



### <交通アクセス>

JR山手線・埼京線・湘南新宿ライン、りんかい線「大崎」駅より徒歩約5分

